

博士論文（要約）

論文題目 公共危険犯としての放火罪

氏 名 佐藤輝幸

I 研究の目的

本稿の目的は、従来、刑法総論の危険犯論からも、刑法各論における検討からも、深く検討されてこなかった「公共の危険」の内実について、最も古典的な公共危険犯とされる放火罪を素材として、個別的な分析を行うことである。

この検討の出発点は、「公共の危険」には、①全ての公共危険犯に共通する性質、②放火罪の公共危険犯的性質、③109条2項及び110条に規定された公共の危険要件、の3種類があり、従来混同されてきたのではないか、という問題意識である。

これらの「公共の危険」の違いを意識して、②放火罪の公共危険犯的性質の内実を明らかにした上で、性質論から放火罪の各要件の解釈を明らかにすることが本稿の目的である。

II 我が国における従来の議論の問題点

まず、我が国の現在の議論状況を確認した（第1章）。我が国においては、放火罪の公共危険犯的性質と公共の危険要件が十分に区別されておらず、いずれの内実も十分に明らかにされていない。また、各要件の解釈（焼損概念、現住性・現在性、建造物の一体性）においても、抽象的に公共危険犯であることが理由とされるに留まったり、一般的な危険犯論の帰結がそのまま適用され、放火罪固有の観点から検証されていないなど、各要件が火災の危険と具体的にどのように結びつくのかがあまり意識されないまま議論がなされてきた点に問題がある。

III 歴史的検討及び比較法的検討

1. 以上の問題意識を踏まえて、我が国について、西洋法を継受する以前の新律綱領・改定律例を確認した上で、旧刑法の成立過程、判例及び学説、並びに現行刑法の成立過程の検討を行った（第2章）。

我が国では、古くから放火罪の性質として、公衆の安寧等の個人的法益に留まらない指摘がなされてきたが、西洋法継受の過程で、徐々に延焼の危険として具体化されていったことが明らかになった。また、他人の財産や建造物内部に存在する人も保護の対象とされてきた。

また、焼燬概念について、新律綱領・改定律例で導入された際には、破壊とは無関係であり、旧刑法の起草過程でも前提とされた。その後、旧刑法下の大判明治35年12月11日刑録8輯11巻97頁は、放火罪を公共危険犯と解した上で、焼燬概念も公共危険犯の観点から導いた点で画期的であった。この判決は、一般に独立燃焼説を採用したものと解されているが、単なる独立燃焼ではなく、継続性や燃え広がりを通して、人の生命・身体に危険を生じさせるという構造も重視しており、これらの要素を無視した従来の評価は、妥当ではない。

2. 次に、従来、公共危険犯とされ、我が国の放火罪の議論で参照されてきたドイツ法を検討した（第3章）。しかし、ドイツでは、放火罪が公共危険犯かどうか争われており、公共危険犯的性質の内実は明らかではなかった。さらに、各要件の解釈においても、公共危険犯的要素と財産犯的要素渾然としており、必ずしも犯罪の性質に基づいた解釈がなされていないことが分かった。そのため、ドイツの議論は、その根拠を確認し、我が国にも当てはまるかどうかを慎重に吟味する必要がある。

3. そこで、放火罪を公共危険犯であると解しつつ、ドイツとは異なる体系を採るオーストリア及びスイスを参照した（第4章）。両国においては、放火罪の性質として、火災が人にはもはや支配できない形で、拡大していくという性質が重視されていた。そして、このような性質を体現する火の態様として、**Feuersbrunst** という要件が用いられていた。これは、両国で差異はあるが、支配不能性と空間的拡大をその中心的要素とする概念で、放火罪の公共危険犯的性質を基礎付けるために、我が国にも参考になると思われる。

また、スイスにおいては、公共の危険要件に関して、少数の客体が危険にさらされた場合でも、偶然によって選ばれた公共の代表として危険にさらされたか、という代表理論が用いられていた。この理論は、なお検討すべき部分はあるが、我が国の公共危険要件の解釈においても参考になると思われる。

IV 結論

以上の検討を踏まえて、考察を行った結果、以下の結論が得られた（第5章）。

1. 放火罪の性質

(1) 放火罪における中心的性質は、公共危険犯的性質であり、その内容は、火という自然力が人にもはや支配できない形で解放され、拡大・発展していくことにより、もはや個々人の法益の集合に留まらない、社会ないし公共といいうる広範囲にわたって危険が生じることである。

この性質を保護すべき客体との関係でみると、放火罪は、多数の人の生命及び身体と、広範囲にわたる大量の物に対する危険を防止しているといえる。他方で、不特定の客体や無差別の客体は、放火罪の公共危険犯的性質及び保護法益としては対象とならない。

このような放火罪の公共危険犯的性質を反映する中心的な要件は、焼損概念と公共の危険要件である。

(2) この他に付随的な性質として、財産犯的性質と、個人の生命及び身体に対する危険の要素がある。前者は、特に他人物性に関係し、後者は、現住性及ぶ現住性に関係する。

2. 焼損概念

焼損概念は、放火罪の全ての類型に共通する要件であり、放火罪における公共危険犯的性質を基礎付ける要件である。

本稿では、このような公共危険犯的性質との結び付きを基礎付けるために、客体自体が燃焼し、そのまま放置しておけば、外部の作用なしで、媒介物の燃焼と一体となった火災が拡大し、個人にはもはや消火できなくなる状況に至ること、と定義する。ここでいう「客体自体の燃焼」とは、必ずしも独立燃焼を意味するわけではなく、客体自体の酸化反応により熱や炎が生じれば足り、そのような熱や炎が、媒介物の燃焼による熱や炎と一体となって、上述の状態に至ればよい。

3. 公共の危険要件

(1) 109条2項及び110条における公共の危険要件は、上述の公共危険犯的性質と区別して理解すべきであり、①公共と叫ぶ多数の客体に対する危険と②火の拡大の支配不能性に基つき、行為時に特定できない客体に対する危険に分けられる。この客体には、人だけでなく、物も含まれる。

①公共と叫ぶ多数の客体の危険は、放火罪における公共危険犯的性質と直接結びつく。しかし、火の支配不能性のために、偶然が介入する余地の大きい放火罪においては、実際の事案においては、偶然そのような多数の客体が危険にさらされないこともあり得るが、そのような偶然の事情によって処罰の可否が左右されることは望ましくない。また、そのような事案においては、実際に危険にさらされた客体は、背後にある多数の客体の代表として評価できる。②の不特定性は、このような場合を捕捉するものである。このような意味で、②の不特定性は、代替可能な客体を意味する無差別性とは異なるものである。

(2) このような危険の判断は、科学的・物理的な観点から、どのような事情が生じれば、損害に至ったかを仮定的に判断すべきである。この仮定的な事情が火災の拡大の支配不能性を基礎付ける偶然の事情と評価できる場合には、危険が肯定される。例えば、天候や風向き、消防の到着時間等である。これに対して、客体との距離が離れていることは、火災の拡大に関係して偶然によって変動する事情とはいえず、考慮されない。

(3) 108条及び109条1項は、明文上、公共の危険要件が要求されていない。しかし、放火罪の公共危険犯的性質を有しない場合には、放火罪としての重い処罰を基礎付け得ない。そのため、およそ公共と叫ぶ多数の客体を危険にさらす可能性が存しない場合には、これらの罪の成立を否定すべきである。

この可能性について、108条の場合には、建造物等の内部の人に対する危険も考慮に入れて良い。また、住居の場合には、法律が特に、内部に人が存在しない場合も捕捉しているので、住人及びそれと密接な関係を有し、内部に滞在する可能性がある者の場合には、実際には、内部に滞在していなくても、この可能性を肯定する。

4. 現住性及び現在性

(1) 現住性及び現在性は、火災により、建造物等の内部に滞在する人に対する危険を特に加重するものと解する。このうち、現住性に関しては、住居であることによって、住人や、住人と密接な関係を有する者が内部に滞在する可能性が高く、また、安心して就寝等のプライベートな活動を行えるため、危険性が高まる。他方で、行為者には、実際にそのような者が滞在しているのか確認することが困難である。これらの事情により、現住建造物等の場合には、実際に人が滞在していない場合にも拡張される。

(2) このような現住性による拡張の根拠からすると、現に内部に人が滞在せず、行為者がそれを確保する措置を執った場合には、加重する根拠である内部的危険が認められなくなるので、現住性を否定すべきである。

5. 建造物の一体性

従来、建造物の一体性に関しては、物理的一体性と機能的一体性が挙げられていたが、現住性・現在性に関する要素と建造物概念に関する要素が明確に区別されていなかった。本稿では、これらの区別を意識し、物理的一体性のうち、一体の空間を形成する程度に接合されているという狭義の物理的一体性が建造物概念と関連する要素であり、延焼の可能性と機能的一体性は、現住性・現在性に関連する要素であると考えられる。

具体的な判断としては、狭義の物理的一体性が前提となり、これが肯定された場合には、1個の建造物と評価する。その上で、現住性・現在性を肯定するためには、住居等の滞在目的の観点から機能的に一体として利用されている範囲に、延焼その他の火災の危険が及ぶ可能性があることが必要である。すなわち、住居等の滞在目的にとって重要な部分に、火や煙、ガス等が及ぶことによって危険が発生する可能性がある場合には、全体として、1個の現住・現在建造物といえることになる。

博士論文目次

はじめに

第1章 我が国における放火罪の議論状況とその問題点

第1節 放火罪における公共危険犯的性質の内容と公共の危険要件

第1款 従来の判例における「公共の危険」の意義

第1項 判例の展開

第2項 検討

第2款 学説

第1項 放火罪の公共危険犯的性質固有の議論

第2項 不特定性及び多数性に関する議論

第3項 109条1項及び110条の公共危険の要件

第4項 108条及び109条1項への要否

第5項 検討

第3款 問題の整理と検討方針

第1項 問題の整理

第2項 公共の危険の多義性

第3項 具体的問題の解決の方針

第2節 財産犯的性質に関連する要件

第3節 どのような性質に関連付けるべきか問題となる要件

第1款 焼損概念

第1項 独立燃焼説

第2項 効用喪失説

第3項 重要部分燃焼開始時説（燃え上がり説）

第4項 毀棄説

第5項 危険性に着目する見解

第6項 問題の整理と検討方針

第2款 現住性及び現在性

第1項 加重の根拠

第2項 現住性が問題とされた事例

第3項 問題の整理と検討方針

第3款 建造物の一体性

第1項 概観

第2項 大規模建造物の一個性

第3項 連結された建造物の一個性

第4項 問題の整理と検討方針

第4節 我が国の放火罪の解釈の問題点のまとめと検討の方針

第1款 「公共の危険」の多義性

第2款 各要件の解釈の問題点と検討方針

第1項 焼損概念

第2項 公共の危険要件

第3項 所有関係

第4項 現住性及び現存性

第5項 建造物の一体性

第2章 我が国における放火罪の歴史的研究

第1節 新律綱領及び改定律例における放火罪

第1款 概観

第1項 新律綱領及び改定律例について

第2項 放火罪の規定

第2款 放火罪の性質

第1項 一般論

第2項 外部に対する危険

第3項 内部に対する危険

第3款 焼燬概念

第4款 考察

第1項 犯罪の性質

第2項 焼損概念

第2節 旧刑法における放火罪

第1款 旧刑法制定過程における草案及び議論

第1項 旧刑法の草案と日本刑法草案会議筆記

第2項 仏文刑法草案とボワソナードの注釈の検討

第3項 小括

第2款 旧刑法における判例及び学説

第1項 放火罪の客体とそれに応じた犯罪の性質の理解

第2項 焼燬概念と放火罪の性質

第3項 検討

第3款 旧刑法における放火罪の発展の歴史的意義

第1項 犯罪の性質

第2項 焼燬概念

第3項 「人ノ住居シタル家屋」と現住性

第3節 現行刑法における放火罪の制定過程

第1款 各改正案の検討

第2款 現行刑法制定過程から見た現行刑法の放火罪の規定

第4節 我が国における歴史的研究の成果と残された課題

第1款 放火罪における公共危険犯的性質

第2款 その他の犯罪の性質

第3款 焼燬概念

第4款 公共の危険要件

第5款 比較法的研究への課題

第3章 ドイツにおける放火罪

第1節 規定の構造の概観

第1款 放火罪に関する現行法の規定とその構造

第2款 単純放火罪（306条，旧308条）の客観的構成要件

第3款 重放火罪（306条a第1項，旧306条）の客観的構成要件

第4款 次節以降の検討対象

第2節 放火罪の性質についての一般論

第1款 判例・学説における放火罪の性質についての議論の対象と影響

第2款 単純放火罪の性質

第1項 1998年改正以前の議論

第2項 1998年改正時の連邦政府の見解

第3項 器物損壊罪の特別類型と解する見解

第4項 所有権侵害と公共危険の結合犯と理解する見解

第3款 重放火罪の性質

第4款 検討

第3節 実行行為一建造物の場合を中心として

第1款 *Inbrandsetzen* の概念

第1項 独立継続燃焼

第2項 燃焼した部位及び燃焼の可能性のある部位による限定

第3項 複合的に利用される建造物の場合

第4項 検討

第2款 *Brandlegung* による全部又は一部の破壊の概念

第1項 1998年改正による導入の経緯

第2項 立法論としての批判

第3項 *Brandlegung* の意義

第4項 全部又は一部の破壊の意義

第5項 検討

第4節 抽象的危険犯としての重放火罪（306条a第1項）

第1款 列挙された客体とその趣旨

第1項 総説

第2項 住居に用いる空間

第3項 一時的に人の滞在に用いる空間

第2款 誰も滞在していないことを確認した場合

第1項 判例

第2項 学説

第3款 検討

第5節 考察

第1款 ドイツにおける放火罪の内在的理解

第1項 ドイツにおける放火罪の捉え方

第2項 実行行為

第3項 住居及び一時的な滞在のための空間

第2款 我が国への示唆

第1項 我が国の放火罪の歴史的検討に対する示唆

第2項 我が国の放火罪の解釈論への示唆

第4章 オーストリア及びスイスにおける放火罪

第1節 オーストリアにおける放火罪

第1款 1852年刑法における放火罪

第1項 概観

第2項 Feuersbrunst の概念

第2款 1974年刑法典における放火罪及び過失による Feuersbrunst の惹起の罪

第1項 規定の構造の概観

第2項 Feuersbrunst の概念

第3項 169条2項の危険の惹起

第4項 169条3項及び170条2項の加重結果

第5項 放火罪の性質

第2節 スイスにおける放火罪

第1款 規定の構造の概観

第2款 Feuersbrunst の概念

第3款 他人の損害の要件

第4款 人の身体又は生命の危殆化と代表理論

第5款 公共の危険要件

第6款 放火罪の性質

第3節 考察

第1款 オーストリアとスイスの対比

第1項 火災の危険の捉え方

第2項 Feuersbrunst の概念

第3項 具体的な危険要件

第2款 我が国への示唆

第1項 火災の危険の捉え方

第2項 焼損概念への示唆

第3項 公共の危険の要件への示唆

第4項 小括

第5章 公共危険犯としての放火罪の再構成

第1節 放火罪の性質

第1款 放火罪の中心的性質と付随的性質

第2款 放火罪における公共危険犯的性質の内実

第1項 自然力理論による公共危険犯的性質の基礎

第2項 自然力理論を基礎とした公共性の多数性への具体化

第3項 人に対する危険と物に対する危険

第4項 結論

第3款 付随的性質の内実

第1項 財産犯的性質

第2項 個人に対する危険の要素

第2節 公共危険犯的性質に基づく要件の検討

第1款 焼損概念

第1項 焼損概念と公共危険犯的性質の関連性

第2項 独立燃焼説の問題点

第3項 重要部分燃焼開始時説の問題点

第4項 効用喪失説及び毀棄説の問題点

第5項 空間的拡大と支配不能性に着目した焼損概念の再構成

第6項 結論

第2款 公共の危険要件

第1項 109条2項及び110条における公共の危険要件

第2項 108条及び109条1項における公共の危険要件の要否と内容

第3項 結論

第3節 公共危険犯的性質以外に基づく放火罪の要件の検討

第1項 現住性及び現在性の概念

第 2 項 建造物の一体性

おわりに

第 1 節 本稿の結論

第 1 款 放火罪の性質

第 2 款 焼損概念

第 3 款 公共の危険要件

第 4 款 現住性及び現在性

第 5 款 建造物の一体性

第 2 節 残された課題

条文資料

第 1 新律綱領・改定律例

新律綱領（明治 3 年 12 月 20 日布告 944）

改定律例（明治 6 年 6 月 13 日布告 206 号）

第 2 旧刑法草案

第 1 案

第 2 案

日本帝国刑法草案（明治 9 年 12 月上申）

日本刑法草按第 1 稿

日本刑法草案第 2 稿（明治 10 年 6 月校正終了）

第 3 ボワソナード仏文草案

元老院上呈仏文刑法草案（明治 10 年 8 月上呈）

刑法草案註釈（明治 19 年）

第 4 現行刑法草案

明治 23 年改正刑法草案

明治 28 年草案

明治 30 年草案

明治 33 年刑法改正案

明治 35 年改正案（第 16 回帝国議会提出）

明治 39 年改正案（法律取調委員会作成）

第 5 ドイツ現行刑法

条文資料

第1 新律綱領・改定律例

新律綱領（明治3年12月20日布告944）

雑犯律 失火

凡火ヲ失シテ、自己ノ宅舎ヲ焼ク者ハ、笞二十。人ノ宅舎ニ延焼スル者ハ、笞四十。罪、止ダ火ヲ失スル人ヲ坐ス。若シ大廟及ビ宮闕内ニ於テ火ヲ失スル者ハ、流三等。山陵ノ兆域内ハ、徒一年。公廨及ビ倉庫内ハ、杖一百。主守ノ人、因テ財物ヲ侵欺スル者ハ、贓ニ計ヘ、看守自盜ヲ以テ論ズ。其外ニ在リ、火ヲ失シテ延焼スル者ハ、各三等ヲ減ズ。

其宮殿及ビ倉庫ヲ守衛シ、若クハ囚を掌ル者、火ノ起ルヲ見テハ、所守を離ルハコトヲ得ズ。違フ者ハ、杖七十。

※明治6年3月30日布告83号

失火律条例

凡大廟及ビ山陵内ニ於テ失火スル者、律ニ依リ罪ヲ科スルノ外、官幣・国幣大社ハ山陵ト同ジク論ジ、中社は杖一百。小社ハ杖九十。村・県社ハ杖七十。郷社ハ杖六十。延焼スル者ハ、本罪ニ各三等ヲ減ズ。減ジテ、人ノ宅舎ヲ延焼スルヨリ輕ク、若クハ等キハ、並ニ一等ヲ加フ。

放火

凡火ヲ放テ、故ラニ公廨・倉庫及ビ民舎ヲ焼ク者ハ、皆斬。未ダ焼燬ニ至ラザル者ハ、流三等。

改定律例（明治6年6月13日布告206号）

雑犯律 失火条例

第273条

凡大廟及ビ山陵内ニ於テ火ヲ失スル者ハ、律ニ依リ罪ヲ科スルノ外、官幣・国幣大社ハ、山陵ト同ジク論ジ、中社ハ、懲役百日。小社ハ、懲役九十日。府県社ハ、懲役七十日。郷社ハ、懲役六十日。延焼スル者は、各本罪ニ三等ヲ減ズ。減ジテ、人ノ宅舎ヲ延焼スルヨリ輕ク、若クハ等シキハ、並ニ一等ヲ加フ。

第274条

凡税居人、火ヲ失シテ其家ヲ焼ク者ハ、自己宅舎ヲ焼クニ一等ヲ加フ。

第275条

凡火ヲ失シテ、人ヲ焼死ニ致ス者ハ、死屍ノ多寡ヲ論ゼズ、一等ヲ加フ。其同居ノ祖父母・父母ヲ焼死ニ致ス者ハ、懲役百日。

※明治6年8月12日布告299号改正

第 275 条

凡火ヲ失シテ、人ヲ焼死ニ致ス者ハ、死屍ノ多寡ヲ論ゼズ一等ヲ加フ。其同居ノ一等親ノ尊長ヲ焼死ニ致ス者ハ、懲役百日。二等親以下ノ尊長ハ各一等ヲ遞減シ、卑幼ハ各等親ニ照シ尊長ニ三等ヲ減ジ、減ジテ、罪致人焼死律ヨリ軽キ者ハ減ゼズ。其各居ニ係ル者ハ、等親尊卑ヲ論ゼズ、並ニ致人焼死ト罪同。

第 276 条

凡火ヲ失シテ、人ノ山林柴草及ビ空間房屋、若クハ田場積聚ノ物ヲ延焼スル者ハ、官物ヲ分タズ、人ノ宅舎ニ延焼スルニ一等ヲ減ズ。

第 277 条

凡盜犯、火ヲ用ヒテ門関戸枢ヲ焼燬シ、及ビ燭炬ヲ持シ期セズシテ失火ニ致ス者ハ、懲役三年。若シ盜罪重キ者ハ、重キニ從テ論ズ。

放火条例

第 278 条

凡火ヲ放テ、故ラニ人ノ空間房屋及ビ田場積聚ノ物ヲ焼ク者ハ、懲役七年。未ダ焼燬ニ至ラザル者ハ、懲役三年。

第 279 条

凡火ヲ放テ、故ラニ自己ノ房屋ヲ焼ク者ハ、懲役九十日。未ダ焼燬ニイタラザル者ハ、一等ヲ減ズ。若シ期セズシテ公廨・倉庫及ビ民舎ヲ延焼スル者ハ、懲役二年半。因テ罪ヲ盗ム者ハ、懲役終身。

第 280 条

凡火ヲ放テ、人ノ空間房屋ヲ焼キ、期セズシテ人ノ宅舎ニ延焼スル者ハ、懲役十年。

第 281 条

凡火ヲ放テ、人ノ宅舎ヲ焼キ、未ダ焼燬ニ至ラザル者、律ニ照シ、懲役十年ニ処スル外、若シ雇人等、家長ノ督責ニ苛迫シ、一時脱身ヲ図リ、纔ニ火ヲ放チ、未ダ焼燬ニ至ラザル者ハ、情ヲ量テ三等ヲ減ジ、懲役三年。

第 2 旧刑法草案¹

第 1 案

第 3 節 滅盡破壊損害ノ害

第 1 條

何人ニ限ラズ現ニ人ノ住居シ又ハ通常人ノ住居又ハ人民ノ集会又ハ説教スベキ建造物家屋屯営船舶ニ故意ヲ以テ放火シタル者ハ假令其家屋等ノ己レニ属スルモノト雖モ死刑ニ處ス

¹ 監視に関する条文は省略する。以下同じ。

人ノ乗リタル鉄道車又ハ其列車ノ一部タル車ニ故意ヲ以テ放火シタル者ハ同刑ニ處ス
家屋又ハ其他前ニ記載シタル物件ニ直〔チ〕ニ放〔火〕スルニ非ズト雖モ其物件等ニ火ノ傳
ハルベキ方法ニテ放火シタル者モ亦本條ニ據テ處断ス

第 2 條

何人ニ限ラズ人ノ住居セズ人民集会又ハ説教ヲナサザル建造物ニ放火シテ其家屋等ノ他人
ニ属スルトキハ左ノ区分ニ從ヒ處断ス

一 一戸又ハ二戸以上人ノ住居シタル場所ヨリ又ハ人ノ乗〔リ〕タル碇泊ノ船舶ヨリ百間以
内ニアル物件ニ放火シタル時ハ重徒刑

二 其放火シタル物件ノ百間以外千間以内ニアル物件ニ放火シタルトキハ輕徒刑

三 人ノ住居シタル場所ヨリ千間以上ニアル物件ニ放火シタル時ハ重懲役

第 3 條

森林斫伐スベキ木刈收シ又ハ刈收セザル穀（收納物ヲ云フ）堆積シタル藁草木材ノ取積場倉
庫ニアラザル〔木石炭〕鑛油菜油焼酒又ハ發烈ノ物件ニ放火シタル者此等ノ物件放火者ニ属
セザル時ハ前條ニ記載シタル住所ヨリ〔ノ〕距離ヲ計算シ前同刑ニ處ス

第 4 條

發烈セザル物件ノ聚積場又ハ置場ニ放火シタルト雖モ其物件ノ項内倉庫（船舶ヨリ積ミ荷
ヲ陸揚シテ土蔵ニ入レ置ク之ハ通常税関ニアル支那人訖シテ貸棧トス）税関物揚場ノ河岸
海岸又鉄道停車場ニアルトキハ重徒刑ニ處ス

第 5 條

食用物品其他第 3 條ニ記載シタル外ノ商品又ハ商品ヲ積シタルト否トヲ問ハズ船舶又ハ人
ノ乗リタル列車ノ一部ヲ為サザル車ニ放火シタル者此等ノ物件ノ己レニ属セザル時若シ其
放火シタル物件ノ前條ニ記載シタル場所ニアルトキハ重懲役又ハ其他ノ場合ニ於テハ人ノ
住所ヨリ〔ノ〕距離〔ノ〕遠近ヲ問ハズ輕懲役ニ處ス

第 6 條

第 2 條ヨリ第 5 條ニ至ル條條ニ記載シ〔タル〕放火ニ依リ故意ニアラズシテ人ヲ死ニ致シ
又痲痺ヲ為シタル時ハ人ノ住所〔ヨリ〕ノ距離ノ遠近ヲ問ハズソノ人ヲ死ニ致シタル者ハ輕
徒刑並〔ニ〕ソノ人ヲ廢篤疾ニ致シタル者重懲役ニ處ス

然レドモ義務（職務ト訖スベキ乎消防人ヲサス）ニヨリ又親誼又見物ノタメ火事場ニ来リタ
ル者ヲ死ニ致シ又ハ廢篤疾ニ致シタルトモ其罪ヲ論ズベカラズ

第 7 條

第 2 條ヨリ第 5 條ニ至ル條條ニ記載シ〔タル〕放火ニ依リ故意ヲ以テ人ヲ殺シ又ハ人ノ身
體ニ痲痺シタル時ハ第 1 章第 1 節第 2 節ニ記定シタル故殺及ビ廢篤疾ニ致シ預メ謀リテ創
傷毆撃ヲナシタル刑ノ放火罪ヨリ重キハ重キニ據テ處断ス

第 8 條

人ノ住居セザル建造物又ハ第 3 條ニ記載シタル種類ノ物件ニ故意ヲ以テ放火シタル者此等ノ〔物件ノ〕己レニ属スル時ハ左ノ區別ニ依テ所断ス

一 其放火シタル物件ノ人ノ住所又ハ人ノ乗りタル碇泊ノ船舶ヨリ百間以内ニアルトキハ 2 月ヨリ 5 年ニ至ル重禁錮並ニ 20 圓ヨリ 200 圓ニ至ル罰金ニ處ス

二 其物件ノ人ノ住所ヨリ百間以外一里以内ニアルトキハ 2 月ヨリ 2 年ニ至ル重禁錮並ビニ 2 圓ヨリ 20 圓ニ至ル罰金ニ處ス

其放火シタル物件及ビ其場所ノ第 4 條ニ記載シタル種類ト場所トニ係ル時〔ハ〕重懲役ニ處ス其第 4 條ニ記載シタル場所ニアリテ其物件ノ第 5 條ニ記載シタル種類ニ係ル時ハ輕懲役ニ處ス

第 9 條

1 前條ニ記載シタル場合ニ於テ己レニ属スル物件ニ放火シ故意ニアラズシテ人ノ身體財産ニ損害ヲ為シタル時ハ人ノ住處ヨリ〔ノ〕距離ノ遠近ヲ問ハズ左ノ区分ニ據テ處断ス

一 人ヲ死ニ致シタルトキハ重懲役

二 人ヲ癱篤疾ニ致シタルトキハ輕懲役

三 其他癱篤疾ニ至ラザル痲疵ヲ為シタルトキハ 2 年ヨリ 5 年ニ至ル重禁錮並ニ 20 圓ヨリ 200 圓ニ至ル罰金

四 財産ニ損害ヲ為シタルトキハ 2 月ヨリ 2 年ニ至ル重禁錮並ニ 2 圓ヨリ 20 圓ニ至ル罰金ニ處ス

2 若シ故意ニ出テ人ノ身體財産ニ損害ヲ為シタルトキハ自己ノ物ニ放火シタル所有者ト雖モ人ノ所有物ニ放火シタル者ヲ以テ論ジ第 2 條第 3 條第 4 條第 5 條第 7 條ニ據テ處断ス

第 10 條

第 8 條及ビ第 9 條ニ記載シタル場合ニ於テ所有者ノ指令ニ出テ放火シタル者ハ所有者ト同じク論ズ

然レドモ放火ニ依リ故意ニ出デ人ノ身體及ビ財産ニ損害ヲ為シタルトキ指令ヲ受ケタル者ハ其情ヲ知テ放火シタルニアラザレバ損害ヲ為シタル刑ヲ科ス可カラズ

第 11 條

過失又ハ規則ヲ遵守セザルニヨリ火ヲ失シ人ヲ死ニ致シ又ハ人ノ身體ニ痲疵ヲナシタルトキハ第 1 章第 4 節ニ記載シタル刑ニ據テ處断ス

失火ニヨリ人ノ財産ニ損害ヲ為シタルトキハ 11 日ヨリ 2 月ニ至ル輕禁錮ニ處ス或ハ 2 圓ヨリ 20 圓ニ至ル罰金ニ處シ又ハ火ヲ失シタル時ノ模様ニヨリ禁錮罰金ヲ併科ス

其損害ハ直接ニ出〔ヅ〕ルト又延焼ニヨルト又火ヲ失シタル物件ハ其失火者ノ所有物ナルト又他人ノ所有物ナルト又火ヲ失シタル場所ハ人ノ住居場所又ハ其他ノ場所ノ區別ヲ問ハズ一體ニ本條ヲ以テ論ズ

第2案

第 節 放火洪水破壊損害ノ害

第 1 條

故意ヲ以テ人ノ住居シタル建造物家屋屯営「テント」倉庫船舶ニ放火シ又ハ人民集会スベキ建造物等ニ其集会中放火シタル者ハ自己ノ所有ト他人ノ所有ヲ分タズ死刑ニ處ス

旅客ノ乗リタル汽車又ハ其列車ノ一部タル車ニ故意ヲ以テ放火シタル者モ亦タ同刑ニ處ス
家屋又ハ其他前ニ記載シタル物件ニ直〔チ〕ニ放火スルニ非ズト雖モ故ラニ火ノ傳ワルベキ方法ニテ放火シ現ニ其物件ニ火ノ傳ハルトキハ本條ニ據テ處断ス

第 2 條

人ノ住居セズ又人民ノ集会セザル建造物ニ放〔火〕シ其建造物ノ所有他人ニ係ル者ハ左ノ区分ニ據テ處断ス

一 一戸以上人ノ住居シタル場所ヨリ又ハ人ノ住居シテ碇泊ノ船舶ヨリ二百間以内ニアル物件ニ放火シタル時ハ輕徒刑

二 其放火シタル物件ノ二百間以外ニアルトキハ重懲役

第 3 條

森林斫伐スベキ木、刈收シ又ハ刈收セザル穀（收納物ヲ云フ）堆積シタル藁艸〔竹〕木材ノ聚積場倉庫ニアラザル木石炭鑛油菜油燒酒又ハ発烈スベキ物件ニ放火シタル者此等ノ物件ノ所有他人ニ係ル者ハ前条ニ記載シタル住處ヨリ〔ノ〕距離ヲ計算シ前同刑ニ處ス

第 4 條

家屋倉庫ニ非ラザル堆積シタル食用物品其他第 3 條ニ記載シタル外ノ商品ニ放火シ又ハ人ノ住居セザル船舶或ハ旅客ノ乗リタル列車ノ一部ヲナサザル汽車ニ放火シ其物件ノ處有他人ニ係ル者ハ人ノ住處ヨリ〔ノ〕距離ノ遠近ヲ分タズ輕懲役ニ處ス

第 5 條

人ヲ殺シ又ハ人ノ身體ニ痍疵ヲ為スノ目的ニテ放火シタル時ハ第 1 章第 1 節第 2 節ニ記定シタル謀殺及ビ預メ謀リテ創傷毆撃ヲナシ癱篤疾ニイタル刑ト放火ノ刑トヲ比較シ重キハ重キニ依リ處断ス

第 6 條

第 2 條第 3 條第 4 條ニ記載〔セ〕シ放火ニヨリ故意ニアラズシテ人ヲ癱篤疾ニ致シタル者ハ重懲役ニ處シ依テ人ヲ死ニ致シタル者ハ重懲役ノ長期ニ處ス

〔然レドモ義務ニヨリ又親誼又見物ノタメ火事場ニ来リタル者ヲ死ニ致シ又ハ癱篤疾ニ致シタルトモ其罪ヲ論ズベカラズ〕

第 7 條

自己ノ所有ニ属スト雖モ火難請合ニ附シタル物件ニ放火シタル者ハ他人ノ所有物ト同ジク論ズ

第 8 條

人ノ住居セザル建造物，船舶及ビ第 條ニ記載シタル物件ニ放火シ其處有本人ニ係ル者ハ左ノ區別ニ依テ所断ス

一 其物件人ノ住居シタル場處又ハ碇泊ノ船舶ヨリ二百間〔以〕内ニアルトキハ1月ヨリ6月ニ至ル重禁錮并ニ10圓ヨリ100圓ニ至ル罰金ニ處ス

二 其物件ノ人ノ住處船舶ヨリ二百間以外千間以内ニアル者ハ11日ヨリ3月ニ至ル重禁錮并ニ5圓ヨリ25圓ニ至ル罰金ニ處ス

第9條

前條ニ記載シタル場合ニ於テ己レニ属スル物件ニ放火シ故意ニアラズシテ人ノ身體財産ニ損害ヲ為シタル時ハ人ノ住處ヨリ〔ノ〕距離ノ遠近ヲ問ハズ左ノ区分ニ依テ處断ス

一 財産ニ損害ヲ為シタルトキハ2月ヨリ1年ニ至ル重禁錮并ニ20圓ヨリ200圓ニ至ル罰金

二 其他痍疵ヲ為シタルトキハ6月ヨリ2年ニ至ル重禁錮并ニ30圓ヨリ300圓ニ至ル罰金

三 人ヲ癱篤疾ニ致シタルトキハ1年ヨリ4年ニ至ル重禁錮并〔ニ〕40圓ヨリ400圓ニ至ル罰金

四 人ヲ死ニ致シタルトキハ2年ヨリ5年ニ至ル重禁錮并ビニ50圓ヨリ500圓ニ至ル罰金

第10條

他人ヲ殺傷スルノ意又ハ他人ノ財産ヲ害スルノ意ニテ自己ノ物件ニ放火シタル者ハ他人ノ物件ニ放火シタル第2條第3條第4條第5條ノ例ニ依テ其罪ヲ科ス

第11條

所有者ト通謀シテ第7條第8條第9條第10條ノ物件ニ放火シタル者ハ所有者ト同ジク論ズ然レドモ放火ニ依リ故意ニ出デ人ノ身體及ビ財産ニ損害ヲ為シタルトキ指令ヲ受ケタル者ハ其情ヲ知テ放火シタルニアラザレバ損害ヲ為シタル刑ヲ科スベカラズ

第12條

過失又ハ規則ヲ遵守セザルニヨリ故意ニアラズシテ火ヲ失シ人ノ財産ニ損害ヲ為シタル者ハ11日ヨリ2月ニ至ル輕禁錮又ハ2圓ヨリ20圓ニ至ル罰金ニ處シ又ハ火ヲ失シタル時ノ模様ニヨリ禁錮罰金ヲ併科ス

依テ人ヲ死ニ致シ又ハ人ノ身體ニ痍疵ヲナシタルトキハ第1章第7節ニ記載シタル（過失人ヲ死ニ致シ或ハ痍疵ヲナシタル）刑ニ據テ所断ス

日本帝国刑法草案（明治9年12月上申）

第7節 放火洪水破壊損害ノ害

第(1)條

故意ヲ以テ人ノ住居シタル建造物家屋屯営テント倉庫船舶ニ放火シ又ハ人民集会スベキ建造物等ニ其集會中放火シタル者ハ自己ノ所有ト他人ノ所有ヲ分カタズ死刑ニ處ス

旅客ノ乘リタル流車又ハ其列車ノ一部タル車ニ故意ヲ以テ放火シタル者モ亦同刑ニ處ス
家屋又ハ其他前ニ記載シタル物件ニ直ニ放火スルニ非ズト雖モ故ラニ火ノ傳ハルベキ方法ニテ放火シ現ニ其物件ニ火ヲ傳ヘタルトキハ本條ニ據テ處斷ス

第(2)條

人ノ住居セズ又人民ノ集會セザル建造物ニ放火シ其建造物ノ所有他人ニ係ル者ハ左ノ区分ニ據テ處斷ス

一 一戸以上人ノ住居シタル場所ヨリ又ハ人ノ住居シテ碇泊ノ船舶ヨリ二百間以内ニアル物件ニ放火シタル時ハ輕徒刑

二 其放火シタル物件ノ二百間以外ニアルトキハ重懲役

第(3)條

森林斫伐スベキ木、刈收シ又ハ刈收セザル穀（收納物ヲ云フ）堆積シタル藁艸、竹木材ノ聚積場、倉庫ニアラザル木石炭鑛油菜油、燒酒、又ハ發烈スベキ物件ニ放火シタル者此等ノ物件ノ所有他人ニ係ル者ハ前條ニ記載シタル住所ヨリ距離ヲ計算シ前同刑ニ處ス

第(4)條

家屋倉庫ニ非ラザル堆積シタル食用物品其他第 3 條ニ記載シタル外ノ商品ニ放火シ又ハ人ノ住居セザル船舶或ハ旅客ノ乘リタル列車ノ一部ヲナサザル瀛車ニ放火シ其物件ノ所有他人ニ係ル者ハ人ノ住所ヨリ距離ノ遠近ヲ分カタズ輕〔重〕懲役ニ處ス

第(5)條

人ヲ殺シ又ハ人ノ身體ニ痼疾ヲ為スノ目的ニテ放火シタル時ハ第 1 章第 1 節第 2 節ニ規定シタル謀殺及ビ預メ謀リテ創傷毆擊ヲナシ癱篤疾ニイタル刑ト放火ノ刑トヲ比較シ重キハ重キニ依リ處斷ス

第(6)條

第 1 條第 1 條ニ記載セシ放火ニヨリ故意ニアラズシテ人ヲ癱篤疾ニ致シタル者ハ重懲役ニ處シ依テ人ヲ死ニ致シタル者ハ重懲役ノ長期ニ處ス

然レドモ義務ニヨリ又親誼又見物ノタメ火事場ニ來リタル者ヲ死ニ致シ又ハ癱篤疾ニ致シタルトモ其罪ヲ論ズ可カラズ

第(7)條

自己ノ所有ニ屬スト雖モ火難ニ合ニ附シタル物件ニ放火シタル者ハ他人ノ所有物ト同ジク論ズ

第(8)條

人ノ住居セザル建造物、船舶及ビ第 1 條ニ記載シタル物件ニ放火シ其所有本人ニ係ル者ハ左ノ區別ニ依テ處斷ス

一 其物件人ノ住居シタル場所又ハ碇泊ノ船舶ヨリ二百間内ニアルトキハ 1 月ヨリ 6 月ニ至ル重禁錮並ニ 10 (5) 圓ヨリ 100 (20) 圓ニ至ル罰金ニ處ス

二 其物件ノ人ノ住所船舶ヨリ二百間以外千間以内ニアル者ハ 11 日ヨリ 3 月ニ至ル重禁錮並ニ 5 圓ヨリ 25 圓ニ至ル罰金ニ處ス

第(9)條

前條ニ記載シタル場合ニ於テ己レニ属スル物件ニ放火シ故意ニアラズシテ人ノ身體財産ニ損害ヲ為シタル時ハ人ノ住所ヨリ距離ノ遠近ヲ問ハズ左ノ区分ニ據テ處斷ス

一 財産ニ損害ヲ為シタルトキハ 2 月ヨリ 1 年ニ至ル重禁錮並ニ 20 圓ヨリ 200 圓ニ至ル罰金

二 其他痲痺ヲ為シタルトキハ 6 月ヨリ 2 年ニ至ル重禁錮並ニ 30 圓ヨリ 300 圓ニ至ル罰金

三 人ヲ癱瘓疾ニ致シタルトキハ 1 年ヨリ 4 年ニ至ル重禁錮並ニ 40 圓ヨリ 400 圓ニ至ル罰金

四 人ヲ死ニ致シタルトキハ 2 年ヨリ 5 年ニ至ル重禁錮并ビニ 50 圓ヨリ 500 圓ニ至ル罰金

第(11)條

所有者ト通謀シテ第 條第 條第 條第 條ノ物件ニ放火シタル者ハ所有者ト同ジク論ズ然レドモ放火ニ依リ故意ニ出デ人ノ身體及ビ財産ニ損害ヲ為シタルトキ指令ヲ受ケタル者ハ其情ヲ知テ放火シタルニアラザレバ損害ヲ為シタル刑ヲ科ス可カラズ

第(12)條

過失又ハ規則ヲ遵守セザルニヨリ故意ニアラズシテ火ヲ失シ人ノ財産ニ損害ヲ為シタル者ハ 11 日ヨリ 2 月ニ至ル輕禁錮又ハ 2 圓ヨリ 20 圓ニ至ル罰金ニ處シ又ハ「火ヲ失シタル時ノ模様ニヨリ」禁錮罰金ヲ併科ス

依テ人ヲ死ニ致シ又ハ人ノ身體ニ痲痺ヲナシタルトキハ第 1 章第 4 節ニ記載シタル (過失人ヲ死ニ致シ或ハ痲痺ヲナシタル) 刑ニ據テ處斷ス

日本刑法草按第 1 稿

第 3 章 滅盡破壊損害ノ罪 第 1 節 放火失火ノ罪

第 486 條

火ヲ放テ故ラニ人ノ住居シタル家屋屯營張幕倉庫船舶ヲ燒キ又ハ人民ノ集会シタル建造物等ヲ燒キタル者ハ自己ノ所有ト他人ノ所有トヲ分タズ死刑ニ處ス

旅客乗載ノ汽車又ハ其列車ノ一部ニ放火シタル者モ亦同ジ。

家屋又ハ其他前項ニ記載シタル物件ニ直ニ放火スルニ非ズト雖モ故ラニ火ノ傳ハルベキ方法ヲ設ケテ其物件ヲ燒ク者モ亦同ジ

第 487 條

人ノ住居セズ又人民ノ集会セザル建造物ニ放火シタル者其物件所有他人ノ所有ニ属スル時ハ左ノ区分ニ從テ處断ス

一 其物件人ノ住居シタル家屋又ハ住居シタル碇泊船ヨリ二百間以内ニアル物件ニ放火シタル時ハ輕從刑ニ處ス

二 其二百間以外ニアル時ハ重懲役ニ處ス

第 488 條

山林又ハ田野ノ穀類又ハ堆積シタル竹木藁草薪炭膏油其他焚燒破裂シ易キ物件ニ放火シタル者其物件他人ニ属スル時ハ前條ノ例ニ照ラシテ處断ス

第 489 條

家屋倉庫外ニ堆積シタル食用物品其他前條ニ記載スル以外ノ物品ニ放火シ又ハ人ノ住居セザル船舶若シクハ旅客ノ乗載セザル汽車ニ放火シタル者其物件ノ所有他人ニ属スル時ハ人ノ住所ヨリ距離ノ遠近ヲ分タズ輕懲役ニ處ス

第 490 條

人ヲ殺傷スルノ目的ヲ以テ放火シタル者ハ謀殺及ビ豫メ謀リテ創傷毆撃シテ癱篤疾ニ致シタル刑ニ比照シ重ニ從テ處断ス

第 491 條

前数條ニ記載スル放火ニ因リ故意ニ非ズシテ人ヲ癱篤疾ニ致シタル者ハ重懲役ノ長期ニ處ス

第 492 條

人ノ住居セザル建造物船舶及ビ第 488 條ニ記載シタル物件ニ放火シタル者其物件自己ノ所有ニ属スル時ハ左ノ區別ニ從テ處断ス

一 人ノ住居シタル家屋又ハ碇泊船ヨリ二百間内ニアル時ハ 1 月以上 6 月以下ノ重禁錮 10 圓以上 100 圓以下ノ罰金ニ處ス

二 其二百間以外千件以内ニアル時ハ 11 日以上 3 月以下ノ重禁錮 5 圓以上 25 圓以下ノ罰金ニ處ス

第 493 條

前條ニ記載シタル放火ニ因リ故意ニ非ズシテ人ノ身體財産ニ損害ヲ為シタル時ハ人ノ住所ヨリ距離ノ遠近ヲ分タズ左ノ区分ニ從テ處断ス

一 財産ニ損害ヲ為シタルトキハ 2 月以上 1 年以下ノ重禁錮 20 圓以上 200 圓以下ノ罰金ニ處ス

二 人ヲシテ傷痕ヲ為サシメタル時ハ 6 月以上 2 年以下ノ重禁錮 30 圓以上 300 圓以下ノ罰金ニ處ス

三 人ヲ癱篤疾ニ致シタル時ハ 1 年以上 4 年以下ノ重禁錮 40 圓以上 400 圓以下ノ罰金ニ處ス

四 人ヲ死ニ致シタル時ハ 2 年以上 5 年以下ノ重禁錮 50 圓以上 500 圓以下ノ罰金ニ處ス

第 495 條

自己ノ所有ニ属スト雖モ火災ノ保償ニ付シタル物件ニ放火シタル者ハ他人ノ所有物ト同ク論ズ

第 496 條

所有主ノ教令ヲ受ケ其物件ニ放火シタル者ハ第 492 條第 493 條ノ例ニ照シテ所有主ト同ク論ズ

若シ教令者放火ニ因テ人ノ身體及ビ財産ヲ害スルノ目的ニ出ルト雖モ教令ヲ受クル者其情ヲ知ラザレバ第 494 條ノ例ニ照ラシ處斷スルコトヲ得ズ

第 497 條

疎虞懈怠又ハ規則慣習ヲ遵守セザルニ因リ火ヲ失シテ人ノ財産ニ損害ヲ為シタル者ハ 11 日以上 2 月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ 2 圓以上 20 圓以下ノ罰金ニ處ス但失火ノ景況ニヨリ禁錮罰金ヲ併科スルコトヲ得

日本刑法草案第 2 稿（明治 10 年 6 月校正終了）

第 6 節 放火失火ノ罪

第 448 條

火ヲ放テ故ラニ人ノ住居シタル家屋倉庫船舶ヲ燒キ又ハ人民ノ集会シタル建造物ヲ燒燬シタル者ハ自己ノ所有ニ他人ノ所有トヲ分タズ並ニ死刑ニ處ス
旅客乗載ノ汽車又ハ其列車ノ一部ヲ燒燬シタル者亦同ジ。

第 449 條

火ヲ放テ他人ノ商品其他ノ物件ヲ納シタル建造物ヲ燒燬シタル者ハ無期徒刑ニ處ス
神祠仏堂及ビ其附属ノ建造物ヲ燒燬シタル者亦同ジ

第 450 條

火ヲ放テ他人ノ空間房屋ヲ燒燬シタル者ハ有期徒刑ニ處ス
他人ノ物品ヲ納レタル自己ノ建造物又ハ自己ノ物品ヲ納レタル他人ノ建造物ヲ燒燬シタル者モ亦同ジ
山林ノ草本及ビ田野ノ穀類又ハ堆積シタル竹木藁草薪炭膏油其他禁燒破裂ス可キ他人ノ所有品ヲ燒燬シタル者モ亦前項ノ刑ニ同ジ

第 451 條

火ヲ放テ他人ノ家屋倉庫外ニ堆積シタル食用物品其他前條ニ記載シタル以外ノ物品ヲ燒燬シタル者ハ重懲役ニ處ス
人ノ住居セザル船舶又ハ旅客ヲ乗載セザル汽車ヲ燒燬シタル者亦同ジ

第 452 條

前 3 條ニ記載シタル物件ヲ燒燬シタル者其物件自己ノ所有ニ係ル時ハ 1 月以上 2 年以下ノ重禁錮 2 圓以上 20 圓以下ノ罰金ニ處ス

其犯サントシテ未ダ遂ニザル者ハ未遂犯罪ノ例ニ照ラシテ處断ス

第 454 條

第 449 條以下ニ記載シタル放火ノ罪ヲ犯シタル者延焼シテ更ニ重刑ニ處ス可キ物件ヲ燒燬シタル時ハ各其ノ重〔キ〕ニ從テ處断ス

第 455 條

〔疎虞懈怠又ハ規則ヲ遵守セザルニ因リ火ヲ失シテ家屋ヲ燒燬シ人ノ財産ニ損害ヲ為シタル者ハ 12 日以上 2 月以下ノ輕禁錮 2 圓以上 20 圓以下ノ罰金ニ處シ又ハ単ニ禁錮罰金ノ一ニ處ス

若シ因リテ人ヲ死ニ致シタル時ハ過失殺傷ノ本條ニ比照シ重キニ從テ處断ス

確定日本刑法草案（明治 10 年 11 月上申）

第 6 節 放火失火ノ罪

第 445 條

火ヲ放テ故ラニ人ノ住居シタル家屋船舶及ビ住居ニ屬スル倉庫又ハ人ノ集会シタル建造物ヲ燒燬シタル者ハ死刑ニ處ス

旅客ヲ乗載シタル汽車又ハ其車ノ一部ニ放火シタル者亦同ジ。

第 446 條

火ヲ放テ他人ノ物品ヲ貯藏シタル建造物ヲ燒燬シタル者ハ無期徒刑ニ處ス

神祠仏堂及ビ其附属ノ建造物ヲ燒燬シタル者亦同ジ

第 447 條

火ヲ放テ他人ノ空間房屋ヲ燒燬シタル者ハ有期徒刑ニ處ス

自己ノ物品ヲ貯藏シタル他人ノ建造物ニ放火シタル者亦同ジ

火ヲ放テ他人ニ屬スル山林ノ草木及ビ田野ノ穀類又ハ堆聚シタル竹木藁草薪炭膏油其他焚燒破裂ス可キ物件ヲ燒燬シタル者ハ重懲役ニ處ス

第 449 條

火ヲ放テ前条ニ記載シタル以外ノ堆聚物件ヲ燒燬タル者ハ輕懲役ニ處ス

人ノ住居セザル船舶又ハ旅客ヲ乗載セザル汽車ニ放火シタル者亦同ジ

第 450 條

火災ノ保償ニ付シ又ハ抵当物及ビ典物ト為シタル物件ニ放火シタル者ハ自己ノ所有ニ係ルト雖モ他人ノ所有物ト同ク論ズ

第 452 條

火ヲ放テ自己ノ所有ニ係ル空間房屋其他ノ物件ヲ燒燬シタル者ハ 1 月以上 2 年以下ノ重禁錮 2 圓以上 20 圓以下ノ罰金ニ處ス

第 453 條

第 446 條以下ニ記載シタル放火ニ因テ更ニ重刑ニ處ス可キ家屋物件ニ延焼シタル時ハ其ノ

重キニ從テ處断ス

第 454 條

疎虞懈怠又ハ規則ヲ遵守セザルニ因リ火ヲ失シテ家屋財産ヲ焼燬損害シタル者ハ 11 日以上 2 月以下ノ輕禁錮 2 圓以上 20 圓以下ノ罰金ニ處シ又ハ其禁錮罰金ノ一ツニ處スルコトヲ得

刑法審査修正稿本（第 2 回審査，明治 12 年 2 月 27 日終了）²

第 7 節 放火及ビ失火ノ罪

第 401 條

火ノ放テ故サラニ（人ノ住居シタル）家屋其他建造物ヲ焼燬シタル者ハ無期徒刑（死刑）ニ處ス。

第 402 條

火ヲ放テ人家稠密ノ地ニ於テ前條ノ罪ヲ犯（火ヲ放テ人ノ住居セザル家屋其他建造物ヲ焼燬）シタル者ハ死（無期徒）刑ニ處ス

第 403 條

火ヲ放テ故サラニ空間房屋又ハ露積シタル柴草竹木其他ノ物件ヲ（廢屋藏舎及ビ柴草木×肥料等ヲ貯ル屋舎等ヲ）焼燬シタル者ハ，重懲役ニ處ス
若シ人家稠密ノ地ニ係ル時ハ一等ヲ加フ

第 404 條

火ヲ放テ人ヲ乗載シタル船舶汽車ヲ焼燬シタル者ハ死刑ニ處ス
其人ヲ乗載セザル船舶汽車ニ係ル者（時）ハ重懲役ニ處ス

第 405 條

火ヲ放テ故サラニ山林ノ草（竹）木田野ノ穀麦等（及ビ露積シタル柴草竹木其他ノ物件）ヲ焼燬シタル者ハ，輕懲役ニ處ス

第 406 條

火ヲ放テ故サラニ自己ノ所有ニ係ル家屋其他ノ物件（山林）ヲ焼燬シタル者ハ前數條ノ刑ニ照シ各 3 等ヲ減ズ（2 月以上 2 年以下ノ重禁錮ニ處ス）

第 407 條

第 446 條以下ニ記載シタル（前數條ニ記載シタル）放火ニ因テ更ニ重刑ニ処ス可キ家物件ニ延焼シタル時ハ其重キニ從テ処断ス

第 409 條

火ヲ失シテ，人ノ家屋財産ヲ焼燬損害シタル者ハ 11 日以上 2 月以下ノ輕禁錮ニ處シ又ハ 2 圓以上 20 圓以下ノ罰金ニ處ス

² 早稲田大学鶴田文書研究会『刑法審査修正關係諸案』（早稲田大学比較法研究所，1984）により，抹消されている部分を二重下線で，変更後の部分を括弧書で表す。

第3 ボワソナード仏文草案

元老院上呈仏文刑法草案（明治10年8月上呈）³

Section VII. Des incendies.

第7款 放火ノコト

445.

(1) Sera puni de mort quiconque aura volontairement mis le feu à des édifices, maisons ou baraquements, tentes, magasins, navires ou bateaux, habités ou servant à l'habitation d'autrui, encore que ces objets lui appartiennent.

誰ニテモ故サラニ住居サル、又ハ人ノ住居ニ用ヒアル建造物、家屋、家代店、軍人旅帆、倉庫、大船或ハ小船ニ火ヲ放ツ者ハ、仮令此ノ物が其放火人ニ属スルトキト雖モ死刑ニ處セラレハナリ。

(2) La même peine sera prononcée contre celui qui aura volontairement mis le feu à des wagons de chemins de fer contenant des voyageurs ou faisant partie d'un train qui en contient.

故サラニ旅人ヲ載スル鉄道ノ汽車又ハ其ノ汽車ノ一部分ヲナス汽車ニ火ヲ放ツ者ニ対シテモ同ジ刑ヲ科ス。

(3) sont assimilés aux maisons habitées, pour l'application du présent article, les edifices servant à des réunions publiques, civiles ou religieuses, pendant la tenue des réunions ou pendant les exercices religieux.

民間又ハ宗教ノ衆人ノ集会ニ用ユル建造物ハ其集会又ハ宗教ノ施行ノ間ハ此條ヲ適用スルコトニ対シテハ住居サル、家屋ト同視サル、ナリ。

446.

(1) Sera puni des travaux forcés à perpétuité quiconque aura volontairement mis le feu à des édifices ou constructions d'autrui, ne servant pas à l'habitation, mais contenant des marchandises ou des effets mobiliers quelconques appartenant également à autrui.

誰ニテモ住居ニ用ヒサル、然シ他人ニ属スル商品又ハ種々ノ物産ヲ入レアル同ジク他人ノ建造物ニ故サラニ火ヲ放ツ者ハ無期ノ徒ニ罰セラレ。

(2) La peine sera la même, s'il s'agit de temples ou autres édifices religieux publics.

若シ神社仏閣又ハ其他公ノ宗門ノ建造物ニ関スルトキモ亦同ジ刑ヲ科ス。

447.

Sera puni des travaux forcés à temps celui qui aura volontairement incendié des constructions appartenant à autrui et vies, ou ne contenant que des objets à lui appartenant.

³ 原文の下に、磯部四郎の訳を示す。

空虚又ハ自己ノ所有品ノミ入レアル他人ニ属スル建築物ヲ故サラニ放火スル者ハ有期ノ徒ニ罰セラル。

448.

La peine sera celle de la réclusion majeure, si les objets incendiés volontairement par un individu non propriétaire sont des forêts ou des bois taillis, des récoltes sur pied ou coupées et déposées dans les champs, des pailles ou foin en amas, des riz déposés sur les ports ou marchés, des bois ou bambous en chantier ou provision, des amas ou dépôts de soies, de charbons, d'huiles minérales ou végétales, d'alcools ou de matières explosibles.

若シ所有人ニアラザル者ニ因テ故サラニ放火サレタル物品ハ、大森、伐木林又ハ土地ヨリ離レザル作物或ハ土地ヨリ刈リ取テ田畑ニ置キアル作物又ハ集メアル蘆或ハ乾艸又ハ港或ハ市ニ置キアル米又ハ売場ニアル或ハ備ヘ置キノ材木或ハ竹又ハ蚕糸、炭、礦油或ハ艸油、焼酎又ハ其他破烈性ノ物質ノ積ミアルニモ成立ツトキハ重懲役ノ刑ヲ科ス。

449.

La peine sera la réclusion mineure si les objets incendiés volontairement par un individu non propriétaire sont des bateaux non habités, des wagons ne faisant pas partie d'un train de voyageurs, des substances, denrées ou marchandises autres que celles mentionnées à l'article précédent et se trouvant en amas ou provision hors des constructions.

若シ所有人ニアラザル者ニ因テ故サラニ放火サレタル物品ハ住居サレザル船又ハ旅人ノ汽車ノ部分ヲナサ、ル汽車又ハ前條ニ記載シタル物品外ノ物質、物産或ハ商品ニシテ、且ツ建築物ノアル場所外ニ積ミアルモノニ成立ツトキハ輕懲役ノ刑ヲ科ス。

450.

Sont assimilés aux objets n'appartenant pas au coupable, pour l'application des articles précédents, les objets lui appartenant, mais hypothéqués, donnés en gage ou assurés contre l'incendie.

前條々ノ刑ヲ用ユルコトニ對シテ犯者ニ属スル物品ト雖モ抵当又ハ質入ニナシアルカ又ハ火災ニ對シ保護サレアル時ハ犯者ニ属セザル物品ト同視サル、ナリ。

452.

Tout propriétaire qui aura volontairement mis le feu à ses constructions, navires ou bateaux non habités par autrui, ou à des objets de la nature désignée aux articles 447 et 448 sera puni d'un emprisonnement avec travail de 1 mois à 2 ans et d'une amende e 2 à 20 yens.

總テ所有人ニシテ他人ニ因テ住居サレザル自己ノ建築物、大船或ハ小船又ハ第 447 條及ビ第 448 條ニ指示メシタル性質ノ物品ニ故サラニ火ヲ放ツ所有人ハ 1 月ヨリ少ナカラズ 2 年

ヨリ多カラザル使役ヲ附スル入牢及ビ 2 圓ヨリ少ナカラズ 20 圓ヨリ多カラザルノ罰金ニ処セラル。

453.

Si le feu mis volontairement, dans les cas prévus aux articles 446 et 452 précédents, s'est communiqué à des objets dont l'incendie volontaire soit puni d'une peine plus forte, cette peine sera prononcée.

若シ故サラニ第 446 條及ビ第 452 條ニ挙ゲタル場合ニ於テ放チタル火ガ物品ニヨリ其物ニ対スル故サラノ放火ハ最モ重キ刑ニ罰セラル、ノ物品ニ派及スルトキハ其重キ刑ヲ科スルナリ。

刑法草案註釈（明治 19 年）⁴

Section VII. Des incendies.

第 7 節 放火失火ノ罪

445.

(1) Sera puni de mort quiconque aura volontairement mis le feu à des édifices, maisons ou baraquements, tentes, navires ou bateaux, habités ou affectés à l'habitation d'autrui, encore que ces objets lui appartiennent.

火ヲ放テ人ノ住居シタル家屋小屋天幕又ハ船舶ヲ焼燬シタル者ハ其物犯人ノ所有ニ係ルト雖モ之ヲ死刑ニ處ス。

(2) La même peine sera prononcée contre celui qui aura volontairement mis le feu à des wagons de chemins de fer contenant des voyageurs ou faisant partie d'un train qui en contient.

火ヲ放テ人ヲ乗載シタル鉄道汽車ヲ焼燬シタル者亦同ジ。

(3) Sont assimilés aux maisons habitées, pour l'application du présent article, les temples, théâtres et autres édifices servant à des réunions pblques ou privées, religieuses ou civiles, pendant les exercices religieux ou pendant la tenue des réunions.

火ヲ放テ社寺劇場其他公私ノ会場ニ充ル家屋ニ現ニ宗務ヲ行ヒ又ハ集会ヲ為シタル時之ヲ焼燬シタル者ハ人ノ住居シタル家屋ヲ焼燬シタル者ト同ジク論ズ。

[(4) Il en est e même des logements de gardiens de tous locaux non habités.]

[各所ノ看守人ノ屋舎ヲ焼燬シタル者亦同ジ]

446.

(1) Sera puni des travaux forcés à perpetuité quiconque aura volontairement mis le feu à des édifices ou constructions appartenant à autrui, non affectés à l'habitation, mais

⁴ 原文の下に中村純九郎の訳を付す。また、明治 10 年草案と異なる部分には下線を付す。なお括弧は原文ママ。

contenant des marchandises ou des effets mobiliers quelconques appartenant également à autrui.

火ヲ放テ人ノ住居セザル家屋又ハ人ノ商品其他ノ動産ヲ貯ル建造物ヲ焼燬シタル者ハ無期徒刑ニ處ス。

(2) La peine sera la même, s'il s'agit de temples, théâtres ou autres édifices affectés aux réunions, hors du moment des dites réunions.

社寺劇場其他会場ニ充ツベキ家屋ニ人ノ集会ヲ為サザル時之ヲ焼燬シタル者亦同ジ。

447.

Sera puni des travaux forcés à temps celui qui aura volontairement mis le feu à des constructions de la nature précédente et vies, ou ne contenant que des objets à lui appartenant.

火ヲ放テ人ノ住居セザル空間房屋又ハ自己ノ所有品ヲ貯ル建造物ヲ焼燬シタル者ハ有期徒刑ニ處ス。

448.

La peine sera celle de la réclusion majeure, si les objets incendiés volontairement par un individu non propriétaire sont des forêts ou des bois taillis, des récoltes sur pied ou coupées et déposées dans les champs, des pailles ou foin en amas, des riz déposés sur les ports ou marchés, des bois ou bambous en chantier ou provision, des amas ou dépôts de soies, de charbons, d'huiles minérales ou végétales, d'alcools ou de matières explosibles.

若シ所有人ニアラザル者ニ因テ故サラニ放火サレタル物品ハ、大森、伐木林又ハ土地ヨリ離レザル作物或ハ土地ヨリ刈リ取テ田畑ニ置キアル作物又ハ集メアル蘆或ハ乾艸又ハ港或ハ市ニ置キアル米又ハ売場ニアル或ハ備ヘ置キノ材木或ハ竹又ハ蚕糸、炭、礦油或ハ艸油、焼酎又ハ其他破烈性ノ物質ノ積ミアルニモ成立ツトキハ重懲役ノ刑ヲ科ス。

449.

La peine sera la réclusion mineure si les objets incendiés volontairement par un individu non propriétaire sont des bateaux non habités, des wagons ne faisant pas partie d'un train de voyageurs, des substances, denrées ou marchandises autres que celles mentionnées à l'article précédent et se trouvant en amas ou provision hors des constructions.

若シ所有人ニアラザル者ニ因テ故サラニ放火サレタル物品ハ住居サレザル船又ハ旅人ノ汽車ノ部分ヲナサハル汽車又ハ前條ニ記載シタル物品外ノ物質、物産或ハ商品ニシテ、且ツ建築物ノアル場所外ニ積ミアルモノニ成立ツトキハ輕懲役ノ刑ヲ科ス。

450.

Sont assimilés aux choses d'autrui, pour l'application des articles précédents, les objets appartenant au coupable, mais grevés d'hypothèque, de gage ou d'autres droits réels en faveur d'autrui, ou assurés contre l'incendie.

書入質又ハ典物ト為シ若クハ火災ノ保険ニ差入レタル物ヲ燒燬シタル者ハ自己ノ所有ニ係ルト雖モ他人ノ所有物ト同ジク論ジ前数條ノ例ニ照ラシテ処断ス。

452.

Tout propriétaire qui aura volontairement mis le feu à ses constructions, navires ou bateaux non habités et lui appartenant, ou à des objets de la nature désignée aux articles 448 et 449, mais lui appartenant, sera puni d'un emprisonnement avec travail de 1 mois à 2 ans et d'une amende de 2 à 20 yens.

火ヲ放テ自己ノ家屋船舶又ハ自己ノ所有ニ係ル第 447 條第 448 條及ビ第 449 條ニ記載シタル物件ヲ燒燬シタル者ハ 2 月以上 2 年以下ノ重禁錮ニ處シ 2 圓以上 20 圓以下ノ罰金ヲ附加ス。

[(2) La tentative de cet incendie est punissable.]

放火ノ罪ヲ犯シテ未ダ遂ゲザル者ハ未遂犯ノ例ニ照シテ処断ス。

453.

Si le feu mis volontairement, dans les cas prévus aux articles 446 à 449 et 452, s'est communiqué, même accidentellement, à des objets dont l'incendie volontaire soit puni d'une peine plus forte, cette peine sera prononcée.

犯人ノ意ニ非ズト雖火ヲ放テ第 446 條乃至第 452 條ニ記載シタル物件ヲ延焼シ更ニ重キ刑ニ處ス可キ時ハ其重キニ從テ處断ス。

第 4 現行刑法草案

明治 23 年改正刑法草案

第 9 章 静謐ヲ害スル罪 第 2 節 放火, 失火ノ罪

第 235 條

(1) 火ヲ放テ家宅ヲ燒燬シタル者ハ其家宅自己ノ所有ニ属スルトキト雖モ無期懲役ニ處ス

(2) 火ヲ放テ人ヲ乗載シタル汽車ヲ燒燬シタル者亦同ジ

(3) 社寺, 劇場其他公私ノ集会ニ供スル建造物ニシテ現ニ人ノ集会スルトキ及ビ礦坑, 工場其他ノ住居ニ供セザル建造物ト雖モ犯人放火ノ際人ノ現在スルコトヲ予知シ得ベキトキハ家宅ヲ以テ論ズ

第 236 條

人ノ住居, 現在セザル他人ノ家屋, 船舶其他ノ建造物ニ火ヲ放テ燒燬シタル者ハ 1 等乃至 3 等ノ有期懲役ニ處ス

第 237 條

他人ノ所有ニ属スル山林田野又ハ露積シタル竹木，柴草其他ノ物件ニ火ヲ放テ燒燬シタル者ハ3等有期懲役ニ處ス

第 239 條

自己ノ所有ニ属スル家屋，船舶，建造物及ビ第 237 條ニ記載シタル物件ニ火ヲ放テ燒燬シタル者ハ其放火ノ為メ衆人ノ危難ヲ生ジ得ベキトキハ2月以上2年以下ノ有役禁錮ニ處ス

第 240 條

自己ノ所有ニ属スト雖モ裁判所ヨリ差押ヘラレ又ハ抵当ト為シ其他他人ノ為メニ物件ヲ設定シ又ハ火災保險ニ付シタル物件ハ他人ノ所有ニ属スルモノト同ジク論ズ

第 241 條

1 箇ノ物件ニ火ヲ放チ因テ更ニ重刑ニ処スベキ他ノ物件ニ延燒シ犯人ノヲ予知シ得ベキトキハ其重キニ從テ處断ス

第 242 條

前数條ノ罪ヲ犯シ因テ人ヲ疾病，死傷ニ致シタルトキハ殴打創傷ノ各本条ニ擬シ1等ヲ加ヘ重キニ從ツテ處断ス。若シ犯人其人ノ現在スルコトヲ知り又ハ知り得ベキ場合ニ於テ死ニ致シタルトキハ死刑ニ處ス

第 243 條

疎慮，懈怠ノ為メ又ハ規則，慣習ヲ遵守セザルニ因リ火ヲ失シテ他人ノ財産ニ損害ヲ及ボシタル者ハ11日以上2月以下ノ無役禁錮又ハ5圓以上50圓以下ノ罰金ニ處ス

明治 28 年草案

第 6 章 静謐ヲ害スル罪 第 3 節 放火，失火ノ罪

第 136 條

火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物，汽車，船舶又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ，死刑又ハ無期若シクハ10年以上ノ懲役ニ處ス

第 137 條

- (1) 火ヲ放テ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物，汽車，船舶又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ無期又ハ5年以上ノ懲役ニ處ス
- (2) 自己ノ所有ニ係ル前項ノ物ヲ燒燬シタル者ハ5年以下ノ懲役ニ處ス

第 138 條

- (1) 火ヲ放テ山林ノ竹木，田野ノ穀麥又ハ露積シタル柴草，竹木其他ノ物ヲ燒燬シタル者ハ10年以下ノ懲役ニ處ス
- (2) 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキト雖モ放火ノ爲メ公共ノ危難ヲ生ズ可キ虞アリタルトキハ2年以下ノ懲役又ハ100圓以下ノ罰金ニ處ス。若シ他人ノ物ニ延燒シタルトキハ5年以下ノ懲役ニ處ス

第 139 條

前3條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第140條

第137條第138條ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルトキト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ設定シ又ハ貸与シ若シクハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ刑ニ同ジ

第141條

火災ノ際鎮火用ノ物件ヲ隱匿シ又ハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ7年以下ノ懲役ニ處ス

143條

過失ニ因リ第136條乃至第138條及ビ第140條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ50圓以下ノ罰金ニ處ス

明治30年草案

第6章 靜謐ヲ害スル罪 第3節 放火、失火ノ罪

137條

火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物、汽車、電車、船舶又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ、死刑又ハ無期若シクハ7年以上ノ懲役ニ處ス

138條

- (1) 火ヲ放テ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物、汽車、電車、船舶又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ無期又ハ5年以上ノ懲役ニ處ス
- (2) 自己ノ所有ニ係ル前項ノ物ヲ燒燬シタル者ハ5年以下ノ懲役ニ處ス

139條

- (1) 火ヲ放テ山林田野ノ竹木、穀麥又ハ露積シタル柴草、竹木其他ノ物ヲ燒燬シタル者ハ10年以下ノ懲役ニ處ス
- (2) 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキト雖モ放火ノ爲メ公共ノ危難ヲ生ズ可キ虞アリタルトキハ2年以下ノ懲役又ハ100圓以下ノ罰金ニ處ス。若シ他人ノ物ニ延燒シタルトキハ5年以下ノ懲役ニ處ス

第140條

前3條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第141條

第138條第139條ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルトキト雖モ差押ヲ受ケ、物權ヲ設定シ又ハ貸与シ若シクハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ刑ニ同ジ

第142條

火災ノ際鎮火用ノ物件ヲ隠匿又ハ毀壞シ若シクハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ 7 年以下ノ懲役ニ處ス

第 144 條

過失ニ因リ第 137 條乃至第 138 條及ビ第 141 條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ 50 圓以下ノ罰金ニ處ス

明治 33 年刑法改正案⁵

第 6 章 静謐ヲ害スル罪 第 2 節 放火，失火ノ罪

第 133 條

火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物，車輛，船舶又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ，死刑又ハ無期若シクハ 7 年以上ノ懲役ニ處ス

第 134 條

(1) 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物，船舶又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ有期懲役ニ處ス

(2) 自己ノ所有ニ係ル前項ノ物ヲ燒燬シタル者ハ 3 年以下ノ懲役ニ處ス

第 135 條

(1) 火ヲ放テ前 2 條ノ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シタル者ハ 10 年以下ノ懲役ニ處ス

(2) 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルト雖モ放火ノ為メ公共ノ危難ヲ生ズ可キ虞アリタルトキハ 1 年以下ノ懲役又ハ 100 圓以下ノ罰金ニ處ス

第 136 條

第 134 條第 2 項又ハ前條第 2 項ノ罪ヲ犯シ因テ第 133 條及ビ第 134 條 1 項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ 7 年以下ノ懲役ニ處ス。若シ前條第 1 項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ 3 年以下ノ懲役ニ處ス

第 137 條

第 133 條，第 134 條第 1 項，第 2 項及ビ第 135 條第 1 項ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第 138 條

第 134 條及ビ第 135 條ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ，物權ヲ設定シ又ハ賃貸シ若シクハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同ジ

第 139 條

火災ノ際鎮火用ノ物件ヲ隠匿又ハ毀壞シ若シクハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ 10 年以下ノ懲役ニ處ス

⁵ 明治 34 年改正案は，33 年改正案から細かな変更があるが，実質的な変更は，33 年改正案 133 條の「車輛」が「汽車，電車」となったことと，132 條の予備罪が追加された（次の明治 35 年改正案と条文番号以外は同一である）以外にはないので，省略する。

第 141 條

火ヲ失シテ第 133 條乃至第 135 條及ビ第 138 條ニ記載シタル者ヲ燒燬シタル者ハ 300 圓以下ノ罰金ニ處ス

明治 35 年改正案（第 16 回帝国議會提出）⁶

第 9 章 放火及ビ失火ノ罪

第 128 條

火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用シ又ハ人ノ現在スル建造物，汽車，電車，艦船又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ，死刑又ハ無期若シクハ 7 年以上ノ懲役ニ處ス

第 129 條

(1) 火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物，艦船又ハ鑛坑ヲ燒燬シタル者ハ 3 年以上ノ有期懲役ニ處ス

(2) 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ 5 年以下ノ懲役ニ處ス

第 130 條

(1) 火ヲ放テ前 2 條ニ記載シタル以外ノ物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生ゼシメタル者ハ 1 年以上 10 年以下ノ懲役ニ處ス

(2) 前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ 1 年以下ノ懲役又ハ 100 圓以下ノ罰金ニ處ス

第 131 條

(1) 第 129 條第 2 項又ハ前條第 2 項ノ罪ヲ犯シ因テ第 128 條又ハ第 129 條第 1 項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ 7 年以下ノ懲役ニ處ス

(2) 前條第 2 項ノ罪ヲ犯シ因テ前條第 1 項ニ記載シタル物ニ延焼シタルトキハ 3 年以下ノ懲役ニ處ス

第 132 條

第 128 條，第 129 條ノ未遂罪ハ之ヲ罰ス

第 133 條

第 128 條及ビ第 129 條第 1 項ノ罪ヲ犯ス目的ヲ以テ其準備ヲ為シタル者ハ 1 年以下ノ懲役ニ處ス。但情状ニ因リ本刑ヲ免除シテ監視ニ付スルコトヲ得

第 134 條

第 129 條及ビ第 130 條第 1 項ニ記載シタル物自己ノ所有ニ係ルト雖モ差押ヲ受ケ，物權ヲ設定シ又ハ賃貸シ若シクハ保險ニ付シタルモノヲ燒燬シタルトキハ他人ノ物ヲ燒燬シタル者ノ例ニ同ジ

第 135 條

⁶ 第 17 回帝国議會提出の明治 35 年改正案も同一の内容である。そ

火災ノ際鎮火用ノ物ヲ隠匿又ハ損壞シ若シクハ其他ノ方法ヲ以テ鎮火ヲ妨害シタル者ハ 1 年以上 10 年以下ノ懲役ニ處ス

第 137 條

火ヲ失シテ第 128 條乃至第 130 條及ビ第 134 條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ 300 圓以下ノ罰金ニ處ス

明治 39 年改正案（法律取調委員会作成）

これらの改正案については、細部の修正がほとんどであるので、重要な修正のみ条文を示したい。明治 39 年改正案においては、失火罪の規定の修正が重要である。この他に一部の法定刑が引き下げられた。

明治 39 年改正案（第 1 次案，2 編 289 条）

126 條

(1)火ヲ失シテ第 117 條及ビ第 118 條ニ記載シタル物ヲ燒燬シタル者ハ 300 圓以下ノ罰金ニ處ス。

(2)火ヲ失シテ第 119 條ニ記載シタル物ヲ燒燬シ因テ公共ノ危険ヲ生ゼシメタル者亦同ジ

次の第 2 次審議を経て作成された改正案においては、自己所有非現住建造物等放火罪に公共の危険要件が追加されたことが重要である。

明治 39 年改正案（第 2 次案，2 編 265 条）

110 條

(1)火ヲ放テ現ニ人ノ住居ニ使用セズ又ハ人ノ現在セザル建造物，艦船若クハ鉱坑ヲ燒燬シタル者ハ 2 年以上ノ有期懲役ニ處ス。

(2)前項ノ物自己ノ所有ニ係ルトキハ 6 月以上 7 年以下ノ懲役ニ處ス。但公共ノ危険ヲ生ゼザルトキハ之ヲ罰セズ。

第 5 ドイツ現行刑法

306 条 放火

(1)他人の

1. 建造物若しくは小屋，
2. 事業場所若しくは技術的設備，特に機械，
3. 商品倉庫若しくは商品在庫，
4. 自動車，軌道車両，航空機若しくは水上車両，
5. 森林，原野若しくは湿原 又は

6. 農業、食糧生産若しくは林業の施設若しくは生産物 に放火し、又は点火によって全部又は一部を破壊した者は、1年以上10年以下の自由刑に処する。

(2) あまり重大でない事案においては、6月以上5年以下の自由刑とする。

306条 a 重放火

(1)1. 人の住居に使用する建造物、船舶、小屋若しくは空間、

2. 教会若しくはその他の宗教上の儀式に使用される建造物又は

3. 人がその場に滞在する習慣のある時期における、一時的に人の滞在中に使用される空間に放火し、又は点火によって全部又は一部を破壊した者は、1年以上の自由刑に処する。

(2) 306条1項1号乃至6号に掲げられた物に放火し、又は点火によって全部又は一部を破壊し、よって他人に健康被害の危険を生じさせた者も前項と同様とする。

(3) 第1項及び前項の場合で、あまり重大でない事案においては、6月以上5年以下の自由刑とする。

306条 b 特別重放火

(1) 306条又は306条 a の定める放火の罪を犯し、よって他人の重大な健康被害又は多数の人の健康被害を惹起した者は、2年以上の自由刑に処する。

(2) 306条の事案において、行為者が 1.その行為により他人を死の危険にさらし、 2.他の犯罪を可能にし、若しくは隠蔽する意図で行為し、又は、 3.火災の消火を妨害し、若しくは困難にしたときは、 5年以上の自由刑に処する。

306条 c 放火致死

行為者が306条乃至306条 b に定める放火罪を犯し、よって少なくとも軽率に1人の他人の死を惹起したときは、終身又は10年以上の自由刑に処する。

306条 d 過失による放火

(1) 306条1項又は306条 a 第1項の事案において、過失で行為し、又は306条 a 第2項の事案において、過失で危険を惹起した者は、5年以下の自由刑又は罰金に処する。

(2) 306条 a 第2項の事案において、過失で行為し、かつ過失で危険を惹起した者は、3年以下の自由刑又は罰金に処する。

306条 e 行為に表した悔悟

(1)306条、306条 a 及び306条 b の事案において、著しい損害が発生する前に、行為者が、自由な意思で火事を消したときは、裁判所は、裁量により刑を減輕し(49条2項)、又はこれらの規定による刑を免除することができる。

(2)著しい損害が発生する前に、自由な意思で火事を消した者は、306条 d により処罰されない。

(3)火事が、重大な損害が発生する前に、行為者の関与なしで消えたときは、消火の目的を達成するため、行為者が自由な意思で、真摯な努力をしたことで足りる。

306条 f 火災の危険の惹起

(1) 他人の

1. 発火しやすい事業所若しくは施設,
2. その生産物がある農業若しくは食糧生産の施設若しくは事業所,
3. 森林, 原野若しくは湿原, 又は
4. 耕作された畑若しくは畑に置かれた容易に燃える農産物を,
喫煙, 覆いのない火若しくは灯によって, 燃えている, 若しくは赤熱している物の投棄によ
って, 又はその他の方法で, 火災の危険にさらした者は, 3年以下の自由刑又は罰金に処す
る。

(2) 前項1号乃至4号に掲げられた物を火災の危険にさらし, よって1人の他人の身体若
しくは生命又は重要な価値のある物を危険にさらした者も, 前項と同様とする。

(3) 第1項の事案において過失で行為し, 又は, 第2項の事案において過失で危険を惹起
した者は, 1年以下の自由刑又は罰金に処する。

主要参考文献

日本

- 青柳文雄『刑法通論 II』(泉文堂, 1963)
- 秋元洋祐「放火罪における『焼損』と『公共の危険』の意義について(一)」法と政治 60 卷 1 号(2009) 113 頁
- 芦澤政治「判解」最判解平成 15 年度 249 頁
- 新井勉「旧刑法の編纂(一)～(二)」法学論叢 98 卷 1 号(1975) 54 頁, 98 卷 4 号(1976) 98 頁
- 飯田宏作『和仏法律学校第 2 期講義録刑法各論』(和仏法律学校, 1894?)
- 飯塚敏夫『刑法論攷』(松華堂書店, 1934)
- 池田修=金山薫編『新実例刑法〔各論〕』(青林書院, 2011) 273 頁〔堀田真哉〕
- 石井紫郎=水林彪編『法と秩序』(岩波書店, 1992)
- 磯部四郎『刑法講義下』(八尾書店, 1893)
- 井田良「放火罪をめぐる最近の論点」阿部純二ほか編『刑法基本講座第 6 卷』(法学書院, 1993) 182 頁
- 井田良「判批」平成 9 年度重判解(ジュリ 1135 号, 1998) 163 頁
- 板倉宏『刑法各論』(勁草書房, 2004)
- 伊東研祐『現代社会と刑法各論』(第 2 版, 成文堂, 2002)
- 伊東研祐「『焼損』概念の再構成」現刑 5 卷 7 号(2003) 32 頁
- 伊藤涉ほか『アクチュアル刑法各論』(弘文堂, 2007)
- 井上正治=江藤孝『全訂刑法学〔各則〕』(法律文化社, 1979)
- 井上操『刑法述義』(岡島真七, 1890)
- 今井猛嘉「放火罪の成否」現代刑事法 6 卷 3 号(2004) 106 頁
- 今井猛嘉ほか『刑法各論』(第 2 版, 有斐閣, 2013)
- 植松正『再訂刑法概論 II 各論』(第 8 版, 勁草書房, 1975)
- 植松正ほか『現代刑法論争 II』(第 2 版, 勁草書房, 1997)
- 内田文昭ほか編『刑法〔明治 40 年〕(1)-II』(信山社出版, 2009)
- 内田文昭ほか編『刑法〔明治 40 年〕(1)-III』(信山社出版, 2009)
- 内田文昭ほか編『刑法〔明治 40 年〕(2)』(信山社出版, 1993)
- 内田文昭ほか編『刑法〔明治 40 年〕(3)-I』(信山社出版, 1994)
- 内田文昭ほか編『刑法〔明治 40 年〕(3)-II』(信山社出版, 1994)
- 内田文昭ほか編『刑法〔明治 40 年〕(4)』(信山社出版, 1995)
- 内田文昭ほか編『刑法〔明治 40 年〕(6)』(信山社出版, 1995)
- 江木衷「現行刑法原論」『冷灰全集第 1 卷』(冷灰全集刊行会, 1927) 398 頁〔第 2 版初出, 1894〕
- 大塚仁=福田平『刑法論集(2)』(有斐閣, 1976)
- 大塚仁「放火罪の既遂時期に関する『燃え上り説』の意義」平松追悼(名古屋大学出版会, 1987) 55 頁
- 大塚仁ほか編「大コンメンタール刑法」(第 2 版, 青林書院, 2000) 3 頁〔村瀬均〕

大塚仁『刑法概説（各論）』（第3版増補版，有斐閣，2005）

大塚裕史「判批」平成15年度重判解（ジュリ1269号，2004）175頁

大場茂馬『刑法各論下巻』（改訂7版，中央大学，1918）

大場亮太郎「判批」警察学論集56巻12号（2003）217頁

大谷実『刑法講義各論』（新版第4版，成文堂，2013）

岡田朝太郎『日本刑法論完 各論之部』（有斐閣書房，1895）

岡田朝太郎『刑法講義各論』（訂正3版，明治大学出版部，1906）

緒方あゆみ「判批」同法59巻1号（2007）249頁

小野清一郎『新訂刑法講義各論』（増補版，有斐閣，1950）

香川達夫『刑法講義〔各論〕』（第3版，成文堂，1996）

柏木千秋『刑法各論（中）』（有斐閣，1960）

勝本勘三郎『刑法析義各論之部下巻』（再版，講法会・有斐閣書房，1900）

亀山貞義講述『刑法講義 卷之二』（講法会，1898）

河上和雄「放火罪に関する若干の問題について」捜査研究26巻3号（1977）36頁

川端博ほか「危険概念と各種犯罪類型」現代刑事法4巻1号（2002）4頁

木村亀二「放火罪の既遂時期」法学志林37巻6号（1935）

木村亀二『刑法各論』（復刊，法文社，1967）189頁〔初出1939〕

草野豹一郎「判批」『刑事判例研究第1冊』（巖松堂書店，1950）〔初出1935〕

小疇伝『日本刑法論（各論）』（清水書店，1905）

小疇伝『大審院判例ト新刑法』（初版，清水書店，1908）（第2版，清水書店，1909）

江家義男『増補刑法各論』（青林書院新社，1963）

香城敏磨「判解」『刑法と行政刑法』（信山社，2005）385頁〔初出1990〕

小暮得雄ほか編『刑法講義各論』（有斐閣，1988）

小早川欣吾『明治法制史論公法之部（下巻）』（巖松堂書店，1940）

近藤圭造訓注『新律綱領改定律例合巻註釈 巻5』（小川半七ほか，1874）

齊藤金作『刑法各論』（全訂版，有斐閣，1969）

佐伯千俣『刑法各論』（訂正版，有信堂高文社，1981）

佐伯仁志「放火罪の論点」法教132号（1991）22頁

坂本武志「耐火建造物の一部分に対する放火」判時917号（1979）21頁

佐久間修『刑法各論』（第2版，成文堂，2012）

志賀二郎編『増補比附援引新律綱領改定律例改正条例註釈合巻』（内田弥兵衛，1879）

島田聡一郎「放火罪の故意と公共危険の認識」現刑5巻6号（2003）38

島田正郎編『熊本藩訓譯本清律例彙纂（五）』（律令研究会，1982）

清水晴生「放火罪管見」白鷗大学法科大学院紀要4号（2010）87頁

謝焯偉『抽象的危険犯論の新展開』（弘文堂，2012）

新保勘解人『日本刑法要論各論』(増訂再版, 敬文堂書店, 1929)

杉山晴康ほか『刑法審査修正関係諸案』(早稲田大学比較法研究所, 1984)

鈴木左斗志「放火罪」法教 300 号 (2005) 112 頁

須之内克彦『刑法概説各論』(成文堂, 2011)

曾根威彦「放火罪の保護法益」現代刑事法 5 卷 7 号 (2003) 4 頁

曾根威彦『刑法各論』(第 5 版, 弘文堂, 2012)

高木豊三義解『校訂刑法義解』(博聞社, 1882)

高橋則夫『刑法各論』(成文堂, 2011) 435 頁

瀧川幸辰「増補刑法各論」『瀧川幸辰著作集第 2 卷』(世界思想社, 1981) 233 頁〔初出 1968〕

武田誠『放火罪の研究』(成文堂, 2001)

田原義衛「判解」最判解昭和 32 年度 338 頁

団藤重光『刑法』(弘文堂, 1954)

団藤重光編『注釈刑法(3)各則(1)』(有斐閣, 1965) 163 頁〔藤木英雄〕

団藤重光『刑法綱要各論』(初版, 創文社, 1964), (第 3 版, 創文社, 1990)

中義勝「放火罪の問題点」日本刑法学会編『刑法講座 5 各論の諸問題』(有斐閣, 1964)

中義勝『刑法各論』(有斐閣, 1979)

中島晋治『現行刑法対比改正刑法草案理由』(法政学会, 1899)

中谷雄二郎「判解」最判解平成 9 年度 212 頁

中森喜彦『刑法各論』(第 3 版, 有斐閣, 2011)

中山研一『刑法各論』(成文堂, 1984)

奈良正路「放火罪における独立燃焼説の再検討(1)~(7)」法律新報 368 号-375 号 (1934)

西田典之「放火罪」芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開各論』(日本評論社, 1996) 280 頁

西田典之ほか編『刑法の争点』(有斐閣, 2007)

西田典之『刑法各論』(第 6 版, 弘文堂, 2012)

西原春夫ほか編『旧刑法〔明治 13 年〕(2)-I』(信山社出版, 1995)

西原春夫ほか編『旧刑法〔明治 13 年〕(3)-IV』(信山社出版, 2010)

日本史籍協会編『司法省日誌 1~20』(東京大学出版会, 1983-1985)

橋本正博「公共危険罪と危険概念」現代刑事法 4 卷 1 号 (2002) 45 頁

林幹人『刑法各論』(第 2 版, 有斐閣, 2007)

林陽一「不能犯について」松尾古稀上巻(有斐閣, 1998) 379 頁

林陽一「判批」ジュリ 1158 号 (1999) 126 頁

平井彦三郎『刑法論綱各論』(松華堂, 1934)

平野龍一「刑法各論の諸問題 14」法セ 221 号 (1974) 46 頁

平野龍一『刑法概説』(東京大学出版会, 1977)

深町晋也「放火罪」山口厚編著『クローズアップ刑法各論』(成文堂, 2007)

- 深町晋也「判批」法学教室編集室編『判例セレクト 2001～2008』(有斐閣, 2010)〔初出 2004〕, 238 頁
- 福田平『全訂刑法各論』(第 3 版増補, 有斐閣, 2002)
- 藤木英雄『刑法講義各論』(弘文堂, 1976)
- 古川伸彦「判批」ジュリ 1275 号(2004) 179 頁
- 法務大臣官房調査課「刑法並びに監獄法改正調査委員会議事速記録」(法務資料別冊 23 号, 1957)
- 星周一郎『放火罪の理論』(東京大学出版会, 2004)
- 堀田正忠『刑法積義 卷之三』(須原鉄二, 1883)
- 本庄武「放火罪における『公共の危険』の内実」一橋論叢 133 卷 1 号(2005) 30 頁
- 前田雅英『刑法各論講義』(第 5 版, 東京大学出版会, 2011)
- 牧野英一『重訂日本刑法下巻』(65 版, 有斐閣, 1941)
- 牧野英一『刑法各論上巻』(有斐閣, 1950)
- 松尾浩也編『刑法の平易化』(有斐閣, 1995)
- 松原一雄『新刑法論』(清水書店, 1904)
- 松宮孝明『刑法各論講義』(第 2 版, 成文堂, 2008)
- 丸山雅夫「判批」商学討究 41 卷 2 号(1990) 153 頁
- 宮城浩蔵『刑法講義 2』(第 4 版, 明治法律学校, 1887)
- 宮城浩蔵『刑法正義』(明治大学, 1984)〔初出 1893〕
- 宮原三男「放火罪」日本刑法学会編『刑事法講座 第 4 卷刑法(IV)』(有斐閣, 1952) 689 頁
- 宮本英脩『刑法大綱』(第 4 版, 弘文堂書房, 1935)
- 村田保『刑法註釈卷 7』(内田正栄堂, 1880)
- 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』(元老院会議筆記刊行会, 1964)
- 泉二新熊『日本刑法論下巻』(訂正 44 版, 有斐閣, 1939)
- 森住信人「放火罪における現住性の判断とその限界について」専法 116 卷(2012) 37 頁
- 諸澤英道「放火罪」中山研一ほか編『現代刑法講座第 4 卷』(成文堂, 1982) 91 頁
- 山口厚『危険犯の研究』(東京大学出版会, 1982)
- 山口厚『刑法各論』(第 2 版, 有斐閣, 2010)
- 山崎泉「放火罪について(一)」法学 29 卷 1 号(1965) 51 頁
- 山崎学「放火罪の既遂時期」石川弘＝松本時夫『刑事裁判実務体系 第 9 卷身体的刑法犯』(青林書院, 1992) 597 頁
- 吉井蒼生夫『近代日本の国家形成と法』(日本評論社, 1996)
- 横溝正氣＝藤田次郎『新旧対照刑法草案理由書』(法典実習会, 1898)
- BOISSONADE, *Projet de révisé de code pénal accompagné d'un commentaire*, 1886
(森順正ほか訳『ボワソナード氏刑法草案註釈 上巻, 下巻』(復刻版, 宗文館書店, 1988)〔初出 1886〕)

ドイツ

BT-Drucks. 13/8587

BT-Drucks. 13/9064

Arzt u.a., Strafrecht BT, 2. Aufl., 2009

Berner, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 18. Aufl., 1898,

Binding, Lehrbuch des Gemeinen Deutschen Strafrechts BT, 2. Bd., 1. Abt., 2. Aufl., 1904

Brehm, Die Ungefährliche Brandstiftung, Jus 1976, S. 22

Ebermayer/Lobe/Rosenberg, Reichs=Strafgesetzbuch, 4.Aufl., 1929

Eisele, Strafrecht BT I, 2. Aufl., 2012

Fischer, Strafgesetzbuch und Nebengesetze, 60. Aufl., 2013

v. Frank, Das Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 2. Aufl., 1901/18. Aufl., 1931

Geppert, Zur „einfachen“ Brandstiftung (§308 StGB), R. Schmitt-FS, 1992, S.187

Hefendehl/Hohmann(hrsg.), Münchener Kommentar zum Strafgesetzbuch, Bd. 4., 2006

Robert v. Hippel, Lehrbuch des Strafrechts, 1932,

Jescheck u.a. (Hrsg.),Strafgesetzbuch, Leipziger Kommentar, 7. Bd. , 10. Aufl.

Kern, Grundriss des Strafrechts BT, 1950

Kindhäuser u.a. (Hrsg.), Strafgesetzbuch, Bd. 3, 4. Aufl., 2013

Kratzch, Zum Erfolgsunrecht der schweren Brandstiftung, JR 1987, S. 360

Kühl, Strafgesetzbuch Kommentar, 27. Aufl., 2011

Laufhütte u.a. (Hrsg.), Strafgesetzbuch Leipziger Kommentar, 11. Bd., 12. Aufl., 2008

Liesching, Die Brandstiftungsdelikte der §§ 306 bis 306c StGB nach dem Sechsten Gesetz zur Reform des Strafrechts, 2002

v. Liszt, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 21. und 22. Aufl., 1919,

Maurach, Deutsches Strafrecht BT, 1. Aufl., 1952

Maurach/Schroeder/Maiwald, Strafrecht BT II, 10. Aufl., 2012

Hugo Meyer, Lehrbuch des Deutschen Strafrechts, 5. Aufl., 1895

Olshausen u.a., Strafgesetzbuch für das Deutsche Reich, 2. Bd., 11. Aufl., 1927

Otto, Grundkurs Strafrecht BT, 7.Aufl., 2005

Piel, Neue Rechtsprechung des BGH zu gemischt genutzten Gebäuden bei der schweren Brandstiftung des §306a Abs. 1 StGB, StV 2012, S. 502

Radtke, Das Brandstrafrecht des 6. Strafrechtsreformgesetzes eine Annäherung, ZStW 110 (1998), S. 848

Radtke, Teilweises Zerstören durch Brandlegung, NStZ 2003, S. 432

Rengier, Die Brandstiftungsdelikte nach dem Sechsten Gesetz zur Reform des Strafrechts, Jus 1998,

S. 397

Rengier, Strafrecht BT II, 12. Aufl., 2011

Rengier, Die Neuregelung der Brandstiftungsdelikte, JR 1998, S. 169

Satzger/Schmitt/ Widmaier(Hrsg.), Strafgesetzbuch Kommentar, 2009

Schmidhäuser, Strafrecht BT Grundriß, 2.Aufl., 1983

Hartmut Schneider, Das Inbrandsetzen gemischt genutzter Gebäude, Jura 1988, S. 460

Schönke/Schröder u.a. (Hrsg.), Strafgesetzbuch Kommentar, 28. Aufl., 2010

Sinn, Der neue Brandstiftungstatbestand (§306 StGB) – eine missglückte Regelung des Gesetzgebers?, JURA 2001, S.803

Welzel, Das Deutsche Strafrecht, 11. Aufl., 1969

Wessels/Hettinger, Strafrecht BT 1, 34. Aufl., 2010

Hagen Wolff, Zur Gemeingefährlichkeit der Brandstiftung nach § 306 StGB, JR 2002, S. 94

Wolters, Die Neuregelung der Brandstiftungsdelikte, JR 1998, S. 271

オーストリア

Erläuternde Bemerkungen zur Regierungsvorlage 1971 (StGB) = 30 GlgNR 13. GP

Bertel/Schweighofer, Österreichisches Strafrecht Besonderer Teil II, 10. Aufl., 2012

Fabrizy, Strafgesetzbuch und ausgewählte Nebengesetze. Kurzkommentar, 10. Aufl., 2010

Finger, Das Strafrecht mit Berücksichtigung des Entwurfes zu einem Strafgesetzbuch, 2. Bd., 3. Aufl., 1914

Hinterhofer/Rosbaud, Strafrecht Besonderer Teil II, 5. Aufl., 2012

Höpfel/Ratz(Hrsg.), Wiener Kommentar zum Strafgesetzbuch, 2. Aufl., 38. Lfg., 2002

Kienapfel/Schmoller, Strafrecht Besonderer Teil III, 2. Aufl., 2009

Leukauf/Steininger, Kommentar zum Strafgesetzbuch, 3. Aufl., 1992

Rittler, Lehrbuch des Österreichischen Strafrechts, 2. Bd., 2. Aufl., 1962

Stooss, Lehrbuch des Oesterreichischen Strafrechts, 1910/2. Aufl., 1913

Triffterer u.a.(Hrsg.), Salzburger Kommentar zum Strafgesetzbuch, 2. Aufl., 18. Lfg., 2008

スイス

Botschaft des Bundesrates an die Bundesversammlung zu einem Gesetzesentwurf enthaltend das schweizerische Strafgesetzbuch. (Vom 23. Juli 1918.), BBl 1918 IV 1

Sten. Bull. NR., 1929

Sten. Bull. StR. 1931

Sten. Bull. NR. 1934

Sten. Bull. StR. 1935

Sten. Bull. NR. 1935

Sten. Bull. StR. 1936

Berchtold, Das Verbrechen der Brandstiftung unter Besonderer Berücksichtigung der kantonalen Strafgesetzgebungen und der Vorentwürfe zum Schweizerischen Strafgesetzbuch, Diss. Zürich, 1943

Brunner, Die Brandstiftung und die fahrlässige Verursachung einer Feuersbrunst im Sinne von Art. 221 StGB und Art. 222 StGB, Diss. Zürich, 1986

Delaquis, Bemerkungen zu den gemeingefährlichen Verbrechen und Vergehen des Schweizerischen Strafgesetzbuches., ZStR 57 (1943), S. 106

Donatsch/Wohlers, Strafrecht IV, Delikte gegen die Allgemeinheit, 4. Aufl., 2011

Hafer, Schweizerisches Strafrecht Besonderer Teil, 2. Hälfte, 1943

Niggli/Wiprächtiger(Hrsg.), Baselerkommentar zum StGB, Bd. II, 2. Aufl., 2007

Schwander, Das schweizerische Strafgesetzbuch, 1952

Stratenwerth, Gemeingefährliche Straftaten, ZStR 80 (1964), S. 8

Stratenwerth/Bommer, schweizerisches Strafrecht Besonderer Teil II: Straftaten gegen Gemeininteressen, 6. Aufl., 2008

Thormann/v. Oberbeck, Das schweizerische Strafgesetzbuch 2. Bd., 1941

主要参考判例

日本

大判明治 12 年 11 月 20 日刑録明治 12 年 11 月 188 頁

大判明治 14 年 8 月 2 日刑録明治 14 年 8 月／9 月 225 頁

大判明治 14 年 8 月 4 日刑録明治 14 年 8 月／9 月 228 頁

大判明治 15 年 2 月 9 日刑録明治 15 年 1 月／2 月 53 頁

大判明治 15 年 2 月 24 日刑録明治 15 年 1 月／2 月 127 頁

大判明治 27 年 5 月 21 日刑録明治 27 年 5 月／6 月 185 頁

大判明治 35 年 10 月 27 日刑録 8 輯 9 卷 124 頁

大判明治 35 年 12 月 11 日刑録 8 輯 11 卷 97 頁

大判明治 39 年 10 月 12 日刑録 12 輯 1046 頁

大判明治 42 年 12 月 6 日刑録 15 輯 1735 頁

大判明治 43 年 3 月 4 日刑録 16 輯 384 頁

大判明治 44 年 4 月 24 日刑録 17 輯 655 頁

大判明治 44 年 6 月 22 日刑録 17 輯 1242 頁

大判明治 44 年 10 月 12 日刑録 17 輯 1672 頁
大判大正 2 年 3 月 7 日刑録 19 輯 306 頁
大判大正 2 年 12 月 24 日刑録 19 輯 1517 頁
大判大正 3 年 6 月 9 日刑録 20 集 1147 頁
大判大正 5 年 9 月 18 日刑録 22 輯 1359 頁
大判大正 6 年 4 月 13 日刑録 23 輯 312 頁
大判大正 7 年 3 月 15 日刑録 24 輯 219 頁
大判大正 11 年 12 月 13 日刑集 1 卷 754 頁
大判大正 12 年 11 月 15 日刑集 2 卷 794 頁
大判大正 12 年 12 月 11 日刑集 2 卷 950 頁
大判大正 14 年 2 月 18 日刑集 4 卷 59 頁
大判昭和 2 年 4 月 20 日刑集 6 卷 158 頁
大判昭和 3 年 2 月 1 日刑集 7 卷 35 頁
大判昭和 3 年 5 月 24 日新聞 2873 号 16 頁
大判昭和 4 年 2 月 22 日刑集 8 卷 95 頁
大判昭和 4 年 6 月 13 日刑集 8 卷 338 頁
大判昭和 6 年 7 月 2 日刑集 10 卷 303 頁
大判昭和 7 年 6 月 6 日刑集 11 卷 756 頁
大判昭和 9 年 11 月 15 日刑集 13 卷 1502 頁
大判昭和 9 年 11 月 30 日刑集 13 卷 1631 頁
大判昭和 12 年 9 月 21 日刑集 16 卷 1303 頁
大判昭和 14 年 6 月 6 日刑集 18 卷 337 頁

最判昭和 23 年 11 月 2 日刑集 2 卷 12 号 1443 頁
最判昭和 24 年 2 月 22 日刑集 3 卷 2 号 198 頁
最判昭和 24 年 6 月 28 日刑集 3 卷 7 号 1129 頁
最判昭和 25 年 5 月 25 日刑集 4 卷 5 号 854 頁
最判昭和 25 年 12 月 14 日刑集 4 卷 12 号 2548 頁
最判昭和 32 年 6 月 21 日刑集 11 卷 6 号 1700 頁
最判昭和 33 年 9 月 16 日家月 10 卷 9 号 110 頁
最決平成元年 7 月 7 日判夕 710 号 125 頁
最決平成元年 7 月 14 日刑集 43 卷 7 号 641 頁
最決平成 9 年 10 月 21 日刑集 51 卷 9 号 755 頁
最決平成 15 年 4 月 14 日 57 卷 4 号 445 頁

東京高判昭和 54 年 12 月 13 日東高刑時報 30 卷 12 号 192 頁 (判タ 410 号 140 頁)

東京高判昭和 58 年 6 月 20 日判時 1105 号 154 頁

仙台地判昭和 58 年 3 月 28 日判時 1086 号 106 頁

横浜地判昭和 58 年 7 月 20 日判時 1108 号 138 頁

東京地判昭和 59 年 6 月 22 日判タ 531 号 245 頁

札幌高判昭和 63 年 9 月 8 日判タ 710 号 127 頁

福岡地判平成 14 年 1 月 17 日判タ 1097 号 305 頁

ドイツ

RGSt. 7, 131, Urt. v. 20. 10. 1882

RGSt. 18, 362, Urt. v. 7. 1. 1889

RG, GA 1891, 442, 443, Urt. v. 8. 3. 1892

RGSt. 23, 102, Urt. v. 9. 5. 1892

RGSt. 25, 326, Urt. v. 30. 4. 1894

RG, JW 1908, 168 (Nr. 44), Urt. v. 11. 10. 1907

RG, JW 1931, 3281, Urt. v. 7. 11. 1930

BGHSt. 7, 37, Urt. v. 13. 7. 1954

BGHSt. 18, 363, Urt. v. 22. 5. 1963 = JZ 1964, 189 (mit Anm. *Rudolf Schmitt*)

BGHSt. 26, 121, Urt. v. 24. 4. 1975

BGHSt. 34, 115, Urt. v. 20. 6. 1986

BGHSt. 35, 283, Urt. v. 10. 5. 1988 = StV 1990, 160 (mit Anm. *Kindhäuser*)

BGHSt. 44, 175, Urt. v. 11. 8. 1998 = JR 1999, 210 (mit Anm. *Ingelfinger*)

BGH, NJW 2001, 765, Beschl. v. 21. 11. 2000

BGH, StV 2002, 145, Beschl. v. 5. 12. 2001

BGHSt. 48, 14, Urt. v. 12. 9. 2002 = JR 2003, 389 (mit Anm. *Hagen Wolff*).

BGH, NStZ 2010, 452, Beschl. v. 26. 1. 2010 = ZIS 2010, 445 (mit Anm. *Bachmann/Goeck*)

BGH, JR 2011, 40, Urt. v. 1. 4. 2010 (mit Anm. *Bachmann/Goeck*)

BGHSt. 57, 50, Beschl. v. 20. 10. 2011, = JR, 2012, 308 (mit Anm. *Bachmann/Goeck*) = ZJS 2012, 553
(mit Anm. *Heghmanns*)

オーストリア

OGH SSt 15/46, v. 3. 6. 1935

OGH SSt 48/38, v. 26. 4. 1977 = EvBl 1977/234

OGH EvBl 1980/159, v. 9. 4. 1980

OGH SSt 56/91, v. 3. 12. 1985 = EvBl 1986/160

OGH 11Os76, 77/02, v. 25. 6. 2002

OGH 11Os137/03, v. 9. 12. 2003

OGH 14Os59, 60/02, v. 13.7. 2004

OGH EvBl 2006/173, v. 23. 8. 2006

OGH, EvBl 2006/174, v. 13. 9. 2006

スイス

BGer., BGE 80 IV 181, Urt. v. 17. 9. 1954

BGer., BGE 83 IV 25, Urt. v. 25. 1. 1957

BGer., BGE 85 IV 130, Urt. v. 5. 6. 1959

BGer., BGE 85 IV 224, Urt. v. 13. 11. 1959

BGer., BGE 105 IV 127, Urt. v. 21. 3. 1979

BGer., BGE 117 IV 285, Urt. v. 27. 8. 1991

BGer., BGE 123 IV 128, Urt. v. 2. 7. 1997